

は、この上ないとしても、他面においては親しみのある、人情味たつぷりの心持が、十二分に表されるやうな關係にあらねばならない。明治維新以後、段々この種の君民隔離の考は強められて、天皇の御奉送迎時の取締りは益々嚴重になるばかりでなく、行幸記事にも敬語が事々しく用ひられて、親しみを以て、それを讀むことはできなくなつた。從來も、出来るだけ、赤子をして龍顔に近づけ奉り得るやうに取扱へといふ説もあつたが、何かその間に信賴がおけず、危惧の念を懐くやうな態度を以て取扱はれた。國民をして私達の天皇として思はしめず、單に嚴めしく、國民を超越して存在する御方の如く思はしめた。この事は、軍部とか官僚とか、天皇に近接し得る人々をして、天皇を守護するのは、その人々の任務であるが如く思はしめてゐたのである。軍人は大元帥陛下の股肱として、直接に天皇を守護する立場にあり、官僚は、國民の前に範を示すといふやうな態度で、國政は全くその手に握られてゐるが如く考へてゐた。本來の我が國體は、軍閥國體でも官僚國體でもなく、いはゞ赤子國體乃至國民國體ともいふべく、或は君民一如の人情國體ともいふべきであるのに、明治以後、憲法の制定が、權力主義國家觀を大いに加味したので、人民に對して、軍閥・官僚が天皇の大權を振りかざし、高壓的に上より民衆に望むに至つた。これは、今日各方面から、軍閥・官僚の罪惡が暴露され攻撃される理由である。要するに、君民の間の親愛の情を妨げるやうな形式におい

て、取扱はれることは、決して我が國體の本質を明瞭にするものではない。

以上の解釋は、情愛本位の國體觀がいかに曲げられて、解釋され、國體の威嚴を増さうとして、反つて虚構の姿を呈するに至つたかを述べたのであるが、この平凡な常識的解釋については、幾多の疑もある。皇室を宗家としての日本民族の發展といふのも、どこまで歴史的事實の上に證明することが出来るか、義においては君臣、情においては父子といはれるが、さういふ態度は歴代の一々の天皇が、その通りに考へられて居られたことであるか、いつの時代においても、國民はこれを自明な眞理として、國土の隅々に至るまで承知してゐたのであるかといふ事を詮議立てすると、一に事實固めをすることは難しいであらう。そして、かゝる説明は、古來學者の殆どすべてを通して行はれて來たのであるが、これも我國體を修飾する方便論であらうなどの批評もあり得る。しかし、以上の解釋は、大體から認められるのであつて、そこに多少の作り事があつたとしても、いつの時代にも、いかなる人々も、國體觀を考へ得るやうなものは、左様に思つて來たといふ大きな事實を肯定し得れば足りる。強ひて疑へば、種々の事柄はあるであらうが、幾千年の間、この國體生活をして來たといふ大きな事實は、そこに國民の間に祖孫相承けて通有する信念のあつたことを證明するに、十分である。



封建的な武家時代においては、政權は征夷大將軍たる武家に委ねられてゐたのであるが、前にも述べた如く、武家は自ら以て天下の至尊をなすものでないことを承知してゐた。我が國の歴史には或は大化の改新といひ、或は建武の中興といひ、或は源平の争から北條・足利・徳川の時代といひ、各種の政權の變動があつたが、常に皇室の周圍に行はれて、その中心は動きなく保たれ、左に轉ずるも右に轉ずるも、天皇を中心として行はれた。明治維新は勿論の事、今回の未曾有の大變革も、天皇を中心として行はれてゐる。こゝに我が國家國民生活の中心が存してゐることを證明する。これは、單なる權力的・武力的存在でなく、日本民族の國家社會生活といふ自主的・自律的生命力の存するところであるからである。即ち、我が民族の心の統一は常に天皇を中心として保たれてゐる。各時代の歴史上の大變革は、皆この中軸を廻つて行はれてゐる。それ故に、また利用問題も起る。皇室を尊ぶといふ國民全體の信念に坐し、その間に私意を挟んで權勢をほしいままにしようとするものゝあることは、事實である。かやうにして、政權下に移るといふやうなことも起つてゐるが、それが適當に國民生活の安定に資する間は、續いてゐるが、國民もその横暴に耐へ切れなくなれば、再び變亂を生ずるに至るのである。明治維新が成立つについては、外圍の事情もあるが、中心は幕末の勤王論にあつたことは、明白である。しかし、薩・長・土・肥が幕府を倒し、新政府を起すに及んで、再

び天皇を利用する形になつた。それが、どこまで明白に意識されてゐたかは疑問であり、維新改革の首腦者は、確かに君國のために忠誠を盡すといふつもりであつたであらうが、結果から觀察すると、天皇を西洋流の主權者にまつり上げ、その大權の下に隠れて、一味の勢力を培養するやうな形になつた。それは、段々と分解されて、薩長閥といふ形は薄くなつたが、官僚・軍閥といふやうな新しい姿に變形され、その上に神がかり式の神權國家觀にまで塗りあげられたのである。かくの如くして、平凡な情愛本位の國體は、官僚・軍閥の國體觀を呈し、天皇と臣民との隔りを大きくした。このことはデモクラシーの精神を取入れるに、極めて不都合であることは明白であり、今日しきりに幾多の論難の起つてくる理由である。

## 五 情愛本位とデモクラシー

かやうに述べて來て、こゝに再びデモクラシーの定義と聯關して我が國體を考へて見たい。前に「人民の政治」といふ主權在民の觀念は、主權在君といふ君主制のそれと矛盾するものであることを述べたが、國家權力觀からいへば、當然の理である。しかし、我が國體觀は權力本位に見ず、情



愛本位の家族的國體觀に見れば、この問題は解消し得ると思ふ。權力意識に立てば、人民のものとして所有する主権は、君主の所有すべき権利でないことは、自明である。しかるに、互に相信し相愛する家族的な情愛關係において考へれば、人民のものであることは、同時に君主のものであり得る。君民の間に、對立意識がなく、我が君であり我が民であるといふ愛の關係においては、恰も一家において子供の家であるといふことは、同時に親の家であるといふことに何等の不都合も矛盾もないやうに、我が國は天皇の國であり、同時に私達人民の國である。即ち、權力以上の立場に立つてゐるので、權力を最高のものでして相争ふこともない。權力は天皇の權力でもあるし、また人民の權力でもあり得る。君民一體の心であるからである。例へば、一家において、親權といふものがあるが、それに對し、いはゞ子權ともいはれるべきものが、法律上に規定されてゐるが、それを以て家族意識が成立つてゐるのではない。それを超越して、血族人情の自然關係に成立つてゐる。しかし、家族間に争論も起るので、權利義務の關係が家庭の圓滿を傷けないやうに規定されてゐるだけである。けれども、それは家庭道德の本來に基づいてゐるに外ならない。

さやうに我が國體においては、「人民の政治」であるといふ事と、「天皇の政治」であるといふこととの間に、權力意識を以て相争はるべき理由はない。古來、君臣間の衝突が、その意味においては

行はれなかつたのは、この理由である。權力争ひは、常に臣民と臣民との間であつた。たゞその際天皇を巧に利用するものがあるので、種々の紛亂もかもされたことは、前に述べた如くである。今日、天皇制廢止論があるのも、天皇が直接權力を行使して横暴の振舞をされたからといふのでなく、軍閥・官僚が天皇の大權を笠に着て、私意を擅にするので、その笠になり利用され得るやうな位置にあられる天皇制を廢止する方が、民主主義實行に適當だといふのである。そこに、一面の理由はある。しかし利用するものがあるからといつて、利用されるものの方に責任をおき、利用する方の根性や性格の根本的に思はしくないことを痛感しないで、幾千年の間、我が民族生活の心のまとまりどころであつた、天皇制を一時に廢止するとすれば、國民生活の統一は俄然として崩壊するに至るであらう。しかし、これも結局は、君民愛情の意識に成立つのであるから、もし、今日急に全國民の心情が一變して、過去の祖先先輩の心情と、斷崖のやうなへだてをなすとすれば、致方ないことである。勿論、天皇制維持論からも、國民生活の統一とか安定とか發展とかいふ點から、理論的主張は出來得るし、また、なすべきであるが、結局、國民の情緒生活といふ大きな心理的事實を根柢とするのであるから、どう今日の問題が展開解決されるかは、各自の良心的態度を本とした國民全體の情意信念の總結によらねばならない。



されば、天皇を利用するものゝあつたことは、事實であるとしても、天皇の在しますことによつて、國民意識に統一ある生長の出來たことも、大きな事實である。しかし、かかる利用意識が國民の有力者の間に存するといふことは、大いに警戒しなければならない問題である。この意識は便乗とか追従とか附け込むとかいふ心理状態であつて、道徳上甚だ面白からざる性質であるからである。かゝる、するい、いい子氣分になるやうな、裏に廻つて働くやうな心の持方は、國民の思想的道徳的態度上一掃されなければならない。かういふ不正直な、するい心持があるやうでは、明るい朗かなデモクラシー政治を出現せしむることは不可能である。故に、天皇制について天皇の位置に今更急に苦情をいふよりは、常に權威者を圍つて、上手に立廻らうといふやうな狡猾な心の持主を驅逐しなければならぬ。かやうな心持は、機會ある毎に働き、天皇制がなければ、また他の權威者にすがつて私かに利用することを劃策するであらう。國內關係において働くばかりでなく、國外關係においても、また働くであらう。かくてをさまるところを知るまい。これまた思想的・道徳的性格の弱さである。外國の管理の下に生活しなければならぬ今日においては、またそこに頼り、そこに隠れて、各種の手段陰謀を弄するものがあるかも知れない。かくては、眞に自治獨立の堅實な國家生活を將來に打建てることは、覺束ないであらう。

とにかく、我が國體においては、先きに述べたやうに、「人民の政治」であることが、同時に「天皇の政治」であることに、矛盾を感じる理由はない。天皇の赤子であり、臣民であると同時に、私達の天皇陛下であるからである。従つてリンカンの定義は、そのまゝとつて、我國體の中に收めることが出來ると思ふ。昔、支那や印度の思想を攝取同化したやうに、從來歐米の文化を取入れて、我が國民生活を培養して來た如く、今日はデモクラシーの思想を、大手をひろげて取入れ、古き日本を新しく發展せしむる外に道はない。

これは極めて概念的な結論であるが、進んでいかにデモクラシーを、我が君主國體に取り入るべきかといふ實際的乃至理論的問題となると、法的な技術的な問題ともなる。即ち、情愛本位の國體觀の中に、いかに權力意識の政治形態を攝取すべきかの問題である。要するに、憲法を我が本來の國體に副つて、いかに新に制定すべきかの問題である。大まかにいへば、結局は議會を通じて民意の決定するところを本とし、同時にこれを以て、天皇の統治意志と見なし得るやうに規定すべきである。權力意識だけに立てば、これは矛盾であるが、情愛本位の立場では撞着はない。君臨するが支配しないといふのは、英國の君主觀であるが、我が國においても、大様それで差支あるまい。明治以前の長き歴史はそれであつたといへる。政權は幕府にあつて、天皇は直接に人民を支配し給ふこと



はなかつたが、天下に君臨して貴きは保たれ、日本國民の精神的な統治の位置にあられた。天皇の政治は、しらすといふことが理想とされたとは、上古から説かれてゐることであるから、その通り、民意を知り、民意に本づき、民意の決するところを、君意として行けばよい譯である。憲法は權力の規定であるから、天皇制を認むる以上は、天皇が統治權を總攬するといふ根本趣旨は認められなければなるまいが、赤子たる民意の發揚を第一義とすべきであるから、實質的には議會を中心とし、大臣に責任をおいて國政は運営さるべきである。天皇は個人的な意味での發意者でなく、全民意のいはば吸ひ込みどころとして、まとまりどころとして、日本民族の永久の議長格として、いはば受動的立場にあるべきであるが、それが却つて國民の總意を活潑に働かしむることになる。時に拒否權は用ひられても、赤子たる臣民の熱議の結果、重ねての總意決定には君意をひろげて承諾さるべきであると思ふ。それでは、天皇の存在は無意味である。空位同様であり、いはゆるロボットにも過ぎないといふ感想も起り得るであらう。なるほど、權力主義の立場からは、さうに違ひないが、情愛本位の立場からは、一向差支あるまい。しかし、またそれでは天皇はあつても差支ないが、なくとも差支ないといふことになりはしまいかといふ説も起り得る。それは、歴史的に日本民族の生活を通觀して、天皇の存在がいかなる意味をもつてゐるか、國民の生活心理はいかに國父としての

天皇がいまし、皇室があることに道德的・精神的意味を托してゐるか、五十年にか百年にか、國家の大事變が起る場合に、天皇の意志が、國民の總意を精神的にまとめるに、いかに重大の役割を働いてゐるかを見て判定しなければならぬ。これは法的な權限問題でなく、國民の心理的・道德的生活の問題である。ここに觀點をおけば、無用なるが如くして、有用なのは天皇の御位である。私生活の問題ではないが、不合理とは異なる非合理の心理は情愛本位の立場に伴ふもので、一般に東洋民族には、この氣分の流れてゐるのを見る。

同じく西洋人といつても、アングロサクソン人種と、ラテン人種との間には、甚しく心理的性質の相違を見る。前者は合理性に富んでゐるが、後者は極めて感情的で氣分本位である。そして同種といつても、英國人とアメリカ人との間には、少からぬ相違がある。尤もアメリカは文字通り合衆の國柄であるからでもあらう。そして東洋民族と西洋民族との間には、著しき心理的特質のあることは、私達の親しく經驗するところである。これを審に語ることにはできないが、西洋人は個人意識が發達し、權利義務思想に富み、公平で社交性に勝るが、人情の細やかさを缺くやうな點のあるのに引き換へ、東洋人は一般に家族的な情愛の念に深く、むき出しでなく、控目勝であり、傳統を尙び、知合ひ關係を重んずる傾きが強い。そこに缺點もあるが、また長所も存する。支那において



は、長き傳統が覆されて、中華民國となつたが、舊來、民族意識に養はれた王道主義が、三民主義の中にいかに展開されつゝあるかは、興味ある問題であると共に、蔣介石の位置は西洋の大統領と同様に見ることはできない。そこには人間的尊敬の情愛が強く流れてゐる。今後我々日本人の心理的性格が、いかに變化するかは、豫測出来ないことだが、冷靜的で合理的なるよりも、感情的に熱し易く動き易いといふやうな性質は、容易に改まらないであらう。これは短所でもあるが、また長所でもある。その短をため、その長を伸ばすには、反省自戒することである。故に西洋を習つても、全くその通りになり得ないのは當然である。久しく西洋流の生活をしてゐた人についても、その御辭儀の仕方一つを観察しても、日本人式の人さばりのよい氣分が現はれてゐる。情緒生活の動き、即ち氣分や氣持ちの動きに、より多くの重きをおいて生活するのは、私達の心理的特質かと觀察される。しかし、ここには少なからぬ缺點を伴ふので、大に自戒しなければならぬものがあるが、これが總じて民族生活や國體生活にも、不離の關係をもつことは、決して否むことはできない。

かやうに、個人に心理的特質があるやうに、民族にも、それぞれ心理的特徴があり、それはその國民の傳統的な生活として現はれてゐる。従つて各國の法制組織としての政體乃至國體にも、その民族の心理的性質が現はれてゐる。まして社會的結合關係としての國柄・國風または國體には、その

國民の傳統的な精神が現はれてゐることは、當然である。我が國の如き、外國とはなれて、久しく島國生活をなして來た國家社會生活においては、歴史的な傳統的な因縁が、重要な要素をなせることは明かである。理論的には一切の傳統を破棄せよと極論することはできるが、實際上は、それは出来ない相談である。人間の生活は歴史なしにすることは出来ない。その思想、その氣分、その習慣、その心理生活に、過去を少しも盛らずに生活するものはあり得ない。もし、人類が、どこからともなく一時に集つて、團體生活をなすとすれば、歴史も傳統も持合せないのであるから、いかなる國家形態をとらうと、いはば勝手の相談できまる。しかし、かくて一度歴史を作れば、その作用因縁から全く脱却し得ないのは、明白である。もとより傳統は悉く良いものとはいへず、祖先や先輩には非議すべき行爲もあるが、今日の私達がその生れ代りであるとすれば、過去の弊風を革新すると共に、祖先の遺志遺業を美化し醇化して、古き日本を新に伸長發展せしむことは、私達の大きな使命でなければなるまい。

最後は一言をつけ加へておく。私の國體に關する解釋は、いかにも素朴であり、平凡であり、いはば月並であつた。しかし私は、それでよいと思つてゐる。もし國體の解釋はむづかしいもので、理論的な頭をもつてゐるものでなければ、納得出來がたいといふやうなものであつたならば、國民



一般に普く通することはできないであらう。もちろん私のいふやうな説明さへも能く聞いたことのない人々は、現在にもあるであらう。まして文化の普及しなかつた昔においては、國家とか、政體とかいふことを考へたことのない民衆も多かつたであらう。しかし、それにも拘らず、何となく語り傳へて、將軍や、幕府の上には、日本民族の至尊としての皇室のあつたことは、承知してゐたのである。これは理論のない、素朴な常識的な國體觀であるからである。哲學論の上で、素朴實在論なるものがあるが、常識的事實を認めるものである。故にこの國體觀はいはば素朴實在論的の國體觀と稱してよい。昔から君民關係が、情愛的に、その意味で道德的に結ばれてゐる國民生活だといふ常識的信念を認めるからである。哲學論としては、素朴實在論は、あまりに幼稚であり、原始的だといはれる。日常生活の事實をそのまま事實と認めることだからである。そのままでは別に論ずることもないから、哲學としての論究をなすにも當らない。故に素朴實在論に止まつては、哲學説となすに足りない。さてしかし、ここから出發しなければ、いかなる哲學研究にも進み入ることができないのは、注意すべきことである。また大抵の哲學論は、それがいかに高遠に抽象的に概念的に論理的に立論されても、結局は、私達の眼前の事實を認めて、その上に生活することを承認することに戻つてゐることを氣付かなければならない。盡日春を尋ねて遠く旅に出てたが、歸り來

れば、枝頭に花信は十分であるといふ詩句があるが、凡百の論議も、めぐりめぐりては、平凡に歸することを語るものである。大人は赤子の心を失はないといふが、素朴界が素朴界だけに止まつては、人智の進歩はないが、素朴界から遠く離れて論理的思索を費し、然る後にまた素朴界を見かへすといふやうなところに妙味があらう。前と後とは同じ事實だが、意味の含みがちがふ。素朴的國體觀は、素朴的なるに止まつて、各種の思想文化と接觸し、それを攝收するに足る多様性・多面性を發揮するにあらざれば、あまりに幼稚であるが、各種の論議を進めても、結局は豊かな内容を盛つて、また平凡の事實に歸するところに、國民一般の納得は成立つてゐるであらう。

## 七 國民道德の革新

### 一 國民道德の沿革と思想・道德の官製

上來の論述は、我が國體觀に新しきものをつけ加へるのでなく、むしろ裝飾物や上塗物をとつて、國民の純情はここにあると考へられるところを述べたのであるが、ここに改めて從來の國民道德の



構想を反省した時には、多大の變更を要することを見る。

我が國體は、君民一如のそれであつて、少數特權者の擁護すべき天皇でもなく、軍閥官僚の擁立すべき天皇でもなく、國民總がかりの意志を以て守るべき國體であり、天皇であると自覺すれば、從來考へられた國民道德の提唱には大改造を加へられねばならない。我が國民道德は、我が國民の生活と共にあるわけであるが、特に國民道德の名稱を以て唱へられるに至つたことは、明治中葉以後であると思ふ。勿論、その中心をなすものは、教育に關する勅語である。これは、誰も知つてゐる通り、國體の淵源から述べてあるが、その内容は、極めて平明にして古今にも通じ中外にも悖らない一般思想が述べられてゐる。特別に外國に對して誇るのでもなく、國內において特に權力的に説かれてゐるのでもない。いはゞ人倫の常道が述べてある。

然るに、その後、社會主義や普遍的人道主義が入り、國際意識がつのるに及んで、我が國體の特性を主張し、國民の意識を統一せんとするために、段々固有といふ形容詞をつけて國民道德が語られる様になり、段々硬化した偏頗な思想を盛るに至つた。もとより各國民に特色ある道德の存すべきは、當然であるが、餘りに特殊性を唱へて、普遍妥當性を逸すると、國民生活に禍を呈する。從來、忠孝一本といはれ、愛國と忠君とは一つであると語られ、また祖先崇拜といはるゝが如き

も、子孫愛重の念をこれに加へることによつて、我が國民道德の特色として語られるのは、昔も今も變りはない。

これは、我が國體觀に相當する道德思想であつて、國民の誰にもわかるどころであるが、その後、共產主義思想の輸入と共に、國體明徴の論が起り、その運動の盛なるに至つて、却つて國體觀念は、やかましい解釋を施さねばならぬやうに曲解され、一般民衆にはもちろん學者にも了解しがたいものとなつた。唱へ出されたことは、皇國の道といふことである。皇國であることは、いふまでもないが、皇國の道とはどういふことであるかは、不明瞭であつた。國體を守るといふことであれば、異議のないことであるが、それは今更強調するにも當らない。その當時、臣道實踐といふことも、しきりに唱へられたが、不臣の人が多かか聞えて、何の事を積極的に指示するかはわからなかつた。時に解釋するものは、皇國の道とは、教育勅語の「斯ノ道」であるとした。然らば、明白に教育勅語の御趣旨に由るといへば自明なことで、わざわざ新熟語を用ひるにも當らないのである。然るに、皇國の道といふことが、新國民道德の基調とされ、何事もそれに基づいて、實踐され、かつ思考されねばならないといふことになつた。皇國の道とは一種特別の道德的・思想的原則とされるに至つた。皇國のためにつくすべきは、臣民の當然の義務であるが、皇國の道に従つて行ひ考へる



といふことになる、その道なるものが、むつかしい。それは、あらゆる道徳的觀念の演繹さるべき、あらゆる文化思想の派生さるべき根本の理念とされた。これは前にも一應言及したことであるが、この新語が御題目の如く稱へられ、誰もその眞意を能く了解せずして、唱和してゐた有様であつた。ここに道徳意識に眞實性は失はれた。

これは、文政當局者によつて提唱され、國民指導の原則とされたのであるが、それと同時に、「國體の本義」とか、「臣民の道」とかいふ著書が、文部當局者によつて公にされ、益々特殊の日本、神國日本といふ理念を強調するに至つた。これは、みな思想官製の態度を示すものであつて、うかと、この著述を批評することはできない有様であつた。これは、民主的議會政治や、自由主義及び個人主義を反國體思想として、極端に非難排斥するにあつたのであるから、少しくこの著を論評すると、たちまち、惡質の自由主義者または個人主義者の如く目されて、檢舉されるものもあつた。國民思想はすべて官製であつた。その思想の背後には常に官權が伴つてゐるので、心あるものは語らず、語るものは追従阿附するだけであつた。内面的自發的なるべき道徳精神のいはゆる昂揚は、その實を擧げ得なかつたことは、當然である。下から盛りあがる力が必要だといはれても、これも結局、上からの指圖であつて、その方向は既定の範圍にきめられてゐる。眞個に思ふ存分に自由意志を以

てその言を發し、その事を行ふことはできない。國民の思想道徳はすべて權力國家觀のもとに支配されてゐた。それ故に、今日自由の聲をきくに及んで、國民がほつとしたやうな氣分になるのは、當然である。ただ、今後は、その自由の氣分にいゝ子にならぬやうに、自ら、注意することを要する。

## 二 天降り式道徳の訂正と公僕精神

官製の國民道徳思想のいはゆる啓發宣傳の行き方としては、訓令指令であり、詔勅の敷衍解釋であつた。詔勅の意味を明にし、國民に徹底せしめることは必要であるが、一字一句を捉へて、ただありがたく解釋するにたり、それが國民道徳のすべてであるが如く取扱はれた。詔勅についての批判的解釋などは、少しもなかつた。私の記憶するところによれば、明治年間においては、詔勅の內容について、批判的な解釋をする學者もあつた。詔勅には大臣の副署があるので、責任は大臣にある。それ故に、これを評釋することは、大臣が眞に輔弼の責をつくしてゐるか否かを明かにすることだとされた。諫臣なければ國危し、ともいはれるのであるから、臣民の間から大君の善政を期す



るために、道徳的責任を以て詔勅について所見を述べることも差支ない譯である。權力國體においては、それは不可とされるであらうが、父子情愛の心持ちに立つ我が國體においては、さうあつて然るべきである。親の發言に對して、子供が別に進言することあつて然るべきは、その家を善美にするゆゑであるからである。然るを、ただおそれ多いとして、一言半句も自己の誠意ある發言をなさず、私かに側近者の取扱ひを非議して終るといふやうでは、君民間の意志の疏通を圓滿ならしむるものではない。

また聖旨を奉戴することは、詔勅その他、天皇の發表された言葉の意味を理解して、ひたすらそれに隨順することであつた。もとより、さうあつて然るべきではあるが、それ以外には、君意のいかにあるかを内察するに、意を用ひることはなかつた。明治天皇には多くの御製があるので、公の文書以外に、聖意を推察申上げるよすがは澤山にあるが、公の發表以外に聖意を汲むよしもない場合においては、ただいくつかの詔勅によつてのみ、御意をおしはかるといふことは、いかにも情意關係に立つ臣子の分としては、推察力が足りなすぎるといつてよい。自分の親に對する場合としても、親の言葉だけが親の意志ではない。親の行爲は悉くその心をあらはす。殊に親亡き後などにおいては、直接に語られてゐない親の心に、一層の追懷の意を深くするものである。敬愛する天皇

の御意を推察し申上げるには、詔勅以外以上に、いかに國民生活について御配慮されてゐるかを忖度するところなくてはならない。殊に非常の事變については、公文書以外の御心境を洞察し、そこに思ひを致して、臣民たる本務をつくすことに努力すべきはいふまでもない。これは聖意を文字にのみ理解せず、心に理解するといふべきである。ここにまで深く立ち入ることによつて、君民の間に情意相通じ、眞に聖旨の奉戴ができるといふべきである。文字奉戴は、多くは形式的御體裁主義である。

かやうに、從來の國民道徳は天降り式であつて、眞に民意の發揚に機會を與へなかつたが、それは我が國體に副ふものとはいへない。天皇を直接に取りまく官僚本位の道徳思想である。それは決してデモクラシーを取り容れ得る態度ではあり得ない。官僚が國民大衆よりは、直接に天皇に側近し奉る機會があるといふことは、政府の當路者として當り前のことであるが、それは必ずしも國民の上にあるといふことではない。或意味においては、天皇と人民との中間に位するものとはいへるが、それは上意を傳達する機關として、存在するといふことであつて、人民を上から見下すといふことではない。この故に垂範意識は國民に對してもつべきではない。官吏は官吏に對して、垂範することはできるが、農夫や商人や工夫に對して即ち一般民衆に對して、垂範することではない。



それぞれ、その職務とするところが異なるからである。しかし、もし正直とか親切とか勤勉とかいふ道徳的行爲を示すといふ意味において、おのづから他者に垂範し得るとすれば、それはひとり官吏のみには限らない。いかなる職務の人も互に垂範行爲はなし得るのであり、また、なすべきであるといへる。しかし、退いて考へれば、垂範するとかいふ見榮的な心で修養し力行するよりも、ひとへに國のため人のために善をなすことにはげみ、できるだけ國家社會に、他人に、奉仕するの實を擧ぐべきは、道徳の眞義でなければならない。

この觀點から、更に官吏の今後において取るべき道徳的態度を考へると、垂範意識とは逆に、ひとへに奉仕の心構へに立たねばならない。即ち全く國家社會生活の公僕たる自覺に立たなければならぬ。法制的に直接、大政翼賛の當路に立つ身分であつても、その仕事の目的とするところは、陛下の赤子たる人民即ちまた私達同胞の福祉と繁榮のために働くことにあるのであるから、そしてそれが眞の公務であるから、献身的に民意の要望のために努力すべきである。上から命令指圖するよりは、自發的に協同的に何事かを國家社會全體の發達のために、それぞれの角度方向の職業から活動しようとする各種の民間事業を、相互に協同的に相助け行はれ得るやうに、案配し補佐して、國民の自由活動をしやすいからしむることが、官吏の本務でなければならない。ここに公僕たるの自

覺があるべきである。もちろん、時には法律命令を以て民間の仕事を統制すべき場合もあるが、それも國民のためを思ひ、國民の要求に本づいて行はなければならない。それがまた君意の思召すところであり、君意に副ひ奉る方法である。君意は常に民意を包攝し、それを發揚せしむるところに存するとすれば、官吏だけが君意の表示者たるが如く心得て、人民にのぞむべきでないのは自明である。もちろん官吏が國家機關として樞要の位置にあり、その任務の重大であり、従つてその職務の貴いことも明かなことであるが、その大切の自覺は、いはば中間に立つて、國務遂行上常に君意が民意に通じ、民意が君意に現はれるやう、その間に私心を交へた取扱ひをなさないやうな公僕精神を堅持することにある。官吏は天皇の官吏たるに相違ないが、同時に人民のための官吏である。君權・民權の意識を超越した心構へにおいて、その職責が果されなければならない。その心構へなく、前義あることを知つて、後義のあることを知らなければ、人民は單に被征服者たり被統治者たる身分たるに了つて、大和民族の大家族國家をなしてゐるといふ情愛本位の國體觀に立つものではない。この態度が極端に過ぎたのは、終戦前の官僚氣分であり、それが未曾有の大失敗を招いたのである。

一般に東洋道徳の特色は、上下の人倫關係を重視するにある。堯・舜・禹・湯といふが如き先王



の教を重ずることも、師弟關係を重んずることも、君臣關係や親子關係を重ずることも、皆さうである。これは民族生活が傳統的に行はれて、横の複雑な民族混合の社會生活が發達してゐなかつたためでもあらう。我が國もまた然りで、もとより傳統精神を重んずる儒教の精神の影響するところでもあらう。もとより、この人倫關係の重んずべきは、疑ひを容れないが、上下關係にのみ、道德意識が片寄つて用ひられることは、今日の如き横の關係において複雑多様になつた國家社會生活の圓滿なる發達に資する道ではない。

暫く、その方面に心をおいて考察しても、單に上からの指圖示教をまち、常に上を仰いで何事かを期待するのみの態度でなく、下からいひ出すとか、下から動き出すとか、持ちあげるとかいふ活潑の態度があつて然るべきである。親の示教をまつことも大切であるが、子としては、自ら創意し考案したことは、進んで親に申出で、その意志を動かすべきである。孝行とは單に親に従ふといふことだけでなく、長じては親の心をも養ひ助けることでなければならぬやうに、君民一如の關係に成る國家生活においても、これが國のためと思はれ、以て君意を補翼し奉る方法であると考へられることは、どしどしとあきらに申出でて然るべきである。君權主義の國家にあつては、それは然るべきことでないであらうが、君民一如の情愛國體においては、何の遠慮なく、民意を發表し、君意の

内に盛りあげるやうに努力すべきが、眞の道であらねばならない。従來は、何事もおそれ多いとばかりで、親愛の情味を缺き、天皇をいかめしき近よることのできない現御神の神祕的位置にまで奉りすぎたので、かやうなことをいひ出すのは、無禮千萬とのみけなしつけられたが、それではデモクラシー的態度を決して認容することはできない。君意を奉じ、君國を護るとは、常に上司の天降りの命令に盲従してゐることではなく、その以前において、常に民意のあるところを明かにし、はつきりと上達せしめおくことでなければならぬ。これは議會を通じて行はるべきを大筋とするが、その他の方法において、私達國民は努力しなければならない。

### 三 社會道德と人倫關係

上下關係の道德についても、デモクラシーの意義を實現せしむるには、かくの如く心得ねばならないが、横の社會關係の道德意識の乏しきことは、大なる缺陷である。

抑も、人倫道德の問題は倫理學上、嚴密に考究せらるべき事項であるが、ここに簡単に説明すれば、道德問題は人と人との間柄に存する。その間柄に存する道理の研究をなすが、道德學であり、即ち倫理學である。人と人との間柄については、昔から五倫の關係が語られる。即ち君臣・父



子・夫婦・長幼・朋友である。これは大むね上下関係の間柄である。僅に朋友の間柄が横の関係である。その他には人々の間柄についての道德意識は認められてゐない。そしてこの點については、古來より詳細に講述教示されてゐるが、横の社會意識は殆ど浮べられてゐない。世の中とか世間とかいふ言葉の中に、その意識はこめられてゐるが、極めて漠然としてゐるし、かつ深く道德的關心は起されてゐずに、非道德的にこれを見なしてゐる。時には、困つた浮世だ位に觀察されてゐる。世道人心を憂ふる聲もあつたが、多くは上下関係の道德意識を介してである。世の中は傳統的に習慣的にきまつてをり、階級的に位置づけられてゐるからである。そこで、人と人との関係が極めて複雑になり、自己の行爲が、あらゆる方向に多角的に影響して行く今日においては、從來の道德觀の改められねばならないのは、當然である。かつて、この意味において社會道德乃至公民道德は唱道され、教育上にも力説されたのであるが、非常時局に向ひ、軍國主義的傾向が著しくなるにつれて、今日にまで及んで殆ど中止の状態になつたのである。今日以後は、再び大に力説され實踐されなければならぬ道德である。

しかし、これが必要なのは、終戦後、聯合軍指令部からのデモクラシー復活強化の要求があつたからの理由にのみ基づくべきでなく、本來國家社會生活が複雑多様に進化し、人智の向上、文化の

普及があるにつれて、社會道德乃至公民道德は必然に重要視されねばならないのである。そこで再び後に戻つて、原則的に考察すると、人と人との関係については、五倫關係の外に、社會關係または公衆關係の道德を提唱しなければならない。五倫關係は専ら血族面識の關係である。いひかへれば、知合ひの間柄の道德で、いはば人情道德といへる。この情味道德の大切なことはいふまでもないが、道德とは知合ひ關係にだけあつて、その他の人々の關係にはないとする、いはゆる公衆一般の社會關係には道德意識はないといふことになる。即ち見知らずの人々の關係には、道德的良心は働かないといふことになる。もとより、知るも知らぬも、道德的感情または行爲は、その間に寸分違はないといふことは、あり得ないが、知り合ひの間柄においてのみ、親切や正直が行はれて、見知らずの人々の關係になると、一變して道德的意識はなくなるといふことでは、複雑な社會共同生活を営み得ないのは明白である。

一般に東洋においては、この方面の道德意識に缺けてゐることは、さきにも述べたが、我が國は明治維新以來八十年とはいふものの、實質的には封建時代を去ること、あまり遠くないといふべきである。殊に封建時代は長く、かつ徳川氏時代は鎖國であつたので、そこに出來た因習は極めて深く國民生活の間にきざまれてゐる。それ故に、外形的には、長足の進歩を見せたものの、心の奥底



においては、相變らず封建的であり、階級的であり、上下的であり、知合ひ的であり、血族人情的であることは、今日御互に認めてゐるところである。それにも拘らず、實際上に能く反省して、適當に取り去りがたき有様にある。血族人情的であることは、國體觀にも關係があるので、日本民族としては重要視すべき心構へと稱しても差支ないが、それが不徹底である。天皇と人民との關係に思ひ及んだ時には、その血族人情關係が大きく考へられ、日本民族全體を人情味を以て包括する心的態度は感受されるが、實際の社會生活になると、知合ひ間には道德があるやうに心得られるが、あかの他人といふやうな公衆關係になると、道德心は極めて薄弱である。要するに民族國家といふやうな立場になると、同族的な情意識は起るが、國家生活の内における種々の社會生活になると、道德的な心の縁は結ばれてゐない。ここに大なる缺陷が横はる。

例説するにも當らないことであるが、交通道德のいかに低劣であるかを見て、一般の社會道德心の進んでゐないことを示す。我がまゝといふ意味での自由主義であり、利己主義といふ意味での個人主義である。残念ながら、かゝる自由主義的個人主義的行動は、西洋より輸入したものではない。彼等の交通道德はもつと發達して秩序立つたものである。後から來たものは後に立ち、先に來たものは先きに立つのは、個人の權利であり、そこに人格の尊重もある。然るに、私達日本人の態

度行動を見ると、そんな心構は少しも見えず、全く我がちの態度であつて、隙を見ては互に押しつけもぐり込み、或は飛びこんで勝手の振舞をなす。これを制せんとするものもあるが、大衆はこれに耳をかさない。全く利己主義者の盲行爲である。これは街頭に見る現象であるが、かういふ心の持主は、社會公衆の關係に結ばれる種々の生活において、これと類似の行ひをするものと思はざるを得ない。商業道德が振はないとか、外國貿易の信用率が低いとか、市町村共同生活の協同行爲が不徹底であるとか、例證はいくちもあるが、社會的道德心が發達してゐないことは、心あるものの皆慨嘆するところである。

この理由は、社會意識が乏しいからであるが、積極的にいへば、知合關係の道德心のみあつて、見ず知らずの人々は、道德關係の内にないやうに意識されてゐるからである。「人を見れば泥棒と思へ」とか、「門を出づれば七人の敵あり」とか、「旅の恥はかきすて」などの諺が昔にあつたが、今日も、さういふ態度が、どこかに潜んでゐるのである。昔の世の中は、隣近所・知合同志の生活であり、階級は一定して、職業の自由もなく、交通の發達もなく、萬事が、一定の地域に限られた生活であつたから、つき合ふものは、皆御互に知り合つてゐる間柄であつた。その知合ひの中には、藩君あり、郎黨あり、旦那あり、家來あり、朋輩があつて、身分の關係がきちんとしてゐたので、



その關係の道德觀念は極めて複雑に發達してゐた。遊ばせ言葉といふやうな敬語が、日本語に頗る多いのは一つの特徴であるが、これも朝夕知合ひ同志と生活し、しかもその間に階級性が強かつたので、身分の上下につれて言葉の使ひ方を二様三様にもしなければならなかつたのである。

人と人との關係に道德があるといつたが、これを文法上に代名詞を以ていひかへると、人とは「私」であり「汝」であり「彼」であるので、人と人との關係は、第一人稱の「私」と第二人稱の「あなた」と第三人稱の「彼」とのそれである。然るに、日本語においては、「私」と「あなた」との關係は複雑に意識される。従つて、その用法には「私」は「僕」とか、「おれ」とか、「手前」とか、「拙者」とか、その他、文語を以てすれば多數にある。それに對して「あなた」の代りには、「君」とか「貴様」とか、「御前」とか、「あなた様」とか、種々の言ひ方がある。これは皆身分の上下に應じて使ひ分けられたものである。ここに面倒な敬語の用法も現はれて來た。そしてこれは、面識・知合ひの關係においては、一種の道德意識が、いかに分化されて來てゐたかを物語る。然るに、「彼」といふ第三人稱の代名詞は、殆ど死語である。翻譯文や文語には、用ひられてゐるが、實際生活の會話には全く用ひられてゐない。これは「彼」または「彼等」といふ社會意識が發達してゐないことを示す。「あなた」も第三者的には「彼」とはなり得るが、普通には、「あなた」關係以外の他人乃至社會公衆

を指す。それ故に、この代名詞が實際生活に使用されてゐないといふことは、この社會意識が殆ど缺けてゐることを證する。そして、昔の生活は、殆ど「彼」のゐなかつた生活であつて、會ふ人々は皆知り合ひ關係の誰彼であつたから、この意識が缺けてゐても大した不便はなかつたと見られ得る。

今更、急にこの代名詞を用ひ出してみたところで、たちまち社會意識が旺盛になるとはいひかねるが、この心構へが狭小であつたことには、深く反省自戒しなければならぬ。人として社會意識がないといふことはあり得ないが、その環境生活が、これを廣からしめ大ならしめることを得しめなかつたのである。ここに今日この道德精神を涵養することの必要なのは、自明である。そこで從來の道德思想と連關づけて、この意識の涵養問題を考察すると、情意關係にある「あなた」意識を擴大するにある。多くの「彼」は、直接面識の關係にない他人公衆であるが、能く考へてみると、同じ民族の人々として、いはば「まだ見ぬあなた」といふことができる。遂に見ずに終る多數の人がある譯であるが、實際は見ることに遂に出來なくとも、遠く離れてゐる「あなた」と思ふことは出来る。深い情愛の關係にある祖先は、決して「會ふことの出來ない彼等」であり、到底見ることの出來ない子孫も、「まだ見えない彼等」であると同様に、横に無慮の關係にある社會人は「見



えないあなた達」と思へばよい。その心を以て互に社會公衆に對すれば、その言動において、公正にして親切ならざるを得ない譯である、然るを、いはゆる人情味なるものが、單に直接の知合ひ關係の人々のみ留まるが故に、知合ひの人々には、ばか丁寧であるに拘らず、知らぬ人々に對すると、全く非道徳的な態度になるのは、心に「見えないあなた達」を思ふことができないからである。即ち狹隘なる社會意識のみに立つて、廣く遠い社會關係を思はないからである。ここまで深く遠く道徳的感受性を擴大するやうになれば、情意本位的な態度が、社會的理論的な觀念にも流れこんで、美しき社會生活を出現することができるはずである。

従來、ややもすれば、私達日本人は閥根性に強いといはれてゐるが、これも「私」と「あなた」の直接面識の意識に濃くなづんでゐるからであると思ふ。源・平・藤・橘の御家閥から、薩長土肥、その他各藩の閥關係があり、また、どここの縣の同人といふやうな縣人會閥などもあり、また學校閥がある。軍人閥・官吏閥・資本家閥等あげて來ると、澤山にあるが、主義綱領に立つべき政黨制も、結局は一種の人的閥であるとも觀察される。私達は割合に人嫌ひの氣質が多い。これも狹量の感情の致すところかも知れない。社交性の足りないのも、これに由らう。寄れば知り合つた人々のみの會合で、初對面の人々と多く會ふことを好まない氣風がある。廣い公平の社會性の不足を示すもの

である。各種の論議さへ、常に感情の上に立ち、出發點に先入主か成見がはさまれて、議論されてゐる傾きが多い。民主的時代となつて言論が自由にされても、何か奥齒に物のはさまつた工合ひで、いけすかないとか、きらひとか、あいつは氣に喰はないとか、包容性のない、胸襟を開くといふ態度のない、公正な冷靜な態度のない、人の議論を素直に聽かうといふ心構へのない心情において、すべてが論議されては、いかなる理論も皆一種の僻見の上に立つといふこととなり、益々疎隔を甚しくするだけに終るであらう。

「あなた」と思ふ態度を、直接面識の關係から、廣く、見えぬ社會公衆にも擴大し、その社會的同情性を深く遠くせよと述べたが、これはさきに述べた社會我としての自覺に外ならない。自分は内に社會を有し、従つて社會を思はねばならない存在として、社會的良心にめざむれば、ひとり直接知合ひの人々の間にのみ、道徳が存すると思ふべきでないのは、明白である。國家社會の中に住み、國家社會を内に容れて生存してゐる我の一言一行は、その善なるにつけ、惡なるにつけ、必ず社會公衆の利害に、何等かの影響あるべきは、必然である。我が良心は、内にその善惡を自ら知つて、或は安んじ、或は疚しく思ふばかりでなく、何事か社會に善惡の因果を及ぼしてゐることを信ぜざるを得ないのである。見えぬ幾萬の公衆とつながる水道を無駄にすれば、それだけ社會を害し、見



えぬ大衆と共用する電力を無駄にすれば、それだけ公衆生活に禍することは自明である。畑の物を盗めば、世の中に不安の念を起し、闇の傭仕事をすれば、人々の經濟生活を危くするのも必然である。敢て例説するにも當らないことであるが、要は、自分一個の存在が、ただ獨りの存在でなく、外にも内にも社會關係に結ばれてゐる存在であることを自覺すべきことを第一義とする。これは社會生活の基礎概念である。

#### 四 見える協同と見えぬ協同

この事は、他言を以てすれば、社會連帶意識とか協同意識とかを深化擴大することであるが、それについて附添へていひたいことがある。即ち協同には、見える協同と、見えない協同とがあることである。見える協同とは、互に協同してゐることを見知つてゐることである。表向きの協同である。互に砂利運びをなし、互に田植をせよとか、互に同一の仕事と共に働いてゐることである。これが必要ないといふまでもない。しかし、これは互に知り合つてゐることであるから、一人だけが休んで勝手のことをしてゐる譯には行かない。もとより内心においては、眞の協同精神もなく、表面上手足や口先きを動かしてゐることもあらうが、とにかく表向きには協力してゐる。また

もし協力すべき仕事を働かずにゐれば、同輩から苦情もいはれようし、上役から小言もいはれるであらう。おのづから強制されたやうな心持ちをもつてしても、働かすにはゐられない。また、その内には機械的にするやうになるかも知れない。内心の態度はとにかく、この協同行爲が社會生活に必要なことは、いふまでもなく、またこれは一應行はれ易い。世間體と監督と命令とがきくからである。

然るに、協同行爲また協同生活とは、こればかりではない。私達の社會生活がそのまま協同生活である。いかなる行爲も、社會協同連帶の關係にないものはない。一人の善惡の行爲は、皆社會生活の幸不幸、利害得失に影響がある。直接、表面には協同とは見えない諸般の行爲が、皆協同の利害關係を帯びてゐる。これを、見えない協同といふのであるが、極めて大切な事柄である。ここまで協同意識を深化しないと、眞の協同社會を出現せしむることはできない。これは社會を我の内に有するといふ自覺に結びついてゐる。これは自分の仕事は、自分の仕事であるが、それが國家社會のための仕事であるといふ自覺である。即ち一人の善は社會の公善であるといふ自覺である。自分の田畑を耕し、自分の家業にはげんでゐることは、たしかに自家のためにする仕事であるが、それが同時に他人公衆を利する仕事である。各人がそれぞれの家業職務にいそしむのでなければ、自家の



繁榮はもちろん、國家社會の繁榮をもたらすことはできない。土を深く掘る仕事のなかに、齒車を磨く仕事の中に、そのまま國家社會の生活を幸福にする協同行爲はいとなまれてゐる。これを自覺することは極めて大切である。

誰も、自分の仕事は、自分だけの慾得の念としてゐるであらうが、更にそれに、そのことが、見えないところに、社會の公善のために協同してゐるのだといふ自信をもつべきである。かく心得ることによつて、その仕事はなほ心強く元氣に明るくなされ得る。自分一人のためとのみ考へれば、時にいやにもなり、怠けられるだけは怠けてゐても差支へないやうな心持が生ずるであらうが、その事が、見える協同と同様、否、それより以上、常時的に、社會協同の生活を豊かに高めて行く行ひであると自覺すれば、その能率は一層高くあがるであらうことは、疑ひを容れない。その日々の生活様式は極めて平凡であり、月並であるが、その中に高大な精神も含まれ得るのである。これは社會的自覺である。かういふ心構へに國民各自が充ち満ちてゐれば、この協同生活が立派に行はれて行かないといふ理由はない。ややもすれば、協同といふことは、見える協同のみが意識され、従つて命令監督による表向きの協同のみが勵まされてゐるが、それが十分の能率をあげず、いはゆる出面式の行事的な協同行爲となつてしまふのは當然である。各人が自主的に自發的に創造的

に活動し、そこに社會協同生活を調和的に充實せしめて行くのでなければ、民主主義も何もあつたものではない。見えざるところ、聞えざるところ、隠れたところに、念々の修養をなし、我が行動を慎まねばならないといふことは、古來訓へられてゐることだが、いつの世にも、その道德的原則は異ならない。ただ今日のやうな複雑な變化の多い世態においては、一層その原則の實行を深く強く多くしなければならぬ。

## 五 公民の意味と公民道德

以上、社會道德の必要と、その基本概念とを述べて來たが、それは他言を以てすれば、公民道德の必要であり提唱である。

公民道德と社會道德とは同義に見て差支ないが、強ひて區別すれば、社會道德の方が、公民道德よりは廣義に解される。公民道德は社會道德といふ一般觀念の中から、殊に公民意識をとり出して語られたものといつてよい。しかし、いはゆる公民といふのを、だん／＼廣義に解すれば、公衆といふ意味にもなるので、公衆道德は即ち社會道德と同義になる。

公民道德は、從來政治道德と並べて提唱されたが、公民道德は政治道德の中心をなすと同時に、



政治道徳よりも廣く解されて、學校教育はもちろん、社會教化の重要事項とされる。公民といふことは、市町村自治團體生活の構成要素としての一人といふことで、法制的には公民権を有し、市町村政に參與し、その長や議員を公選する資格である。ここに市町村の自治團體生活が成立つ。この自治團體は、國家といふ生活の團體的基礎要素であつて、これが圓滿に結合されて堅實の國家社會生活を形造る。國家は大きな自治團體生活である。即ち獨立自營の生活であるが、その單位としては、市町村自治團體生活の健全なる發達を土臺とする。それ故に、公民としての自覺が、市町村民各自に大に求められるのは、當然である。

市町村民の一員としての公民たる自覺は、その生活狀態全般に互つての理解と、その向上發達に心を用ひることである。その土地・山川の狀況はもちろん、その生産の狀態、その風俗習慣、その職業狀態、その人口・衛生、さては教育狀態等をつぶさに知り、いかにすれば、全體としての生活の向上を計るべきかに留意することである。結局のところ、その市町村といふ社會生活についての道徳的自覺を根柢とするが、各種の實情は、各の市町村生活の狀態に應じて異なるべきは論をまたない。従つて、市町村民の教育教化に従事する教育者は、國民教育なればとて、一般的に教材を取扱ひ、心得をさとするのみでなく、その市町村の實情を子弟に明かに教ゆる心掛けを要する。その土地

の地理・土壤の狀態はもちろん、その郷土誌、その動植物の特色、その文化の特徴、産物の種類等、その地方の開發に、ためになるやうな知識を授け、かつ公民道徳の大切なことを説かなければならぬ。市町村生活に遊離してゐるやうな教育は、決して公民教育といふに値しない。また市町村議員の責任の重大なことはいふまでもない。議員の腐敗または低劣は、しばしば世論に問はるゝところであるが、市町村政の中樞にゐる議員の公民的自覺の大切なものは、自明である。それだけまた、これを選舉する公民権ある人々の選舉道徳についての向上あるべきも論をまたない。

この法制上の公民は、最も狹義に解せられたものであるが、その意義を少しく擴げれば、國政についての參政権あるものをも含めていふことができる。國家生活の獨立自治の政事に參與する資格であつて、市町村自治生活の擴大されたものである。國家の本質や、その政治上の運営、またその經濟産業の生活、その他社會萬般の文化生活について、十分の理解あるべきは、國民たるもの本分である。特に國政に直接參與する國會議員の選出が、最も重き責務となることはいふまでもない。これは選舉道徳について、さきに言及したところであるが、我が國民が、それについて自覺的行爲の乏しきは頗る遺憾とするところである。公正明朗な選舉が行はれなければ、デモクラシーの能く行はれ得ないのは、自明の理である。デモクラシーの復活強化も、この點に基礎がなければ、



どうすることもできない。ここに政治道徳が最も強く提唱されなければならない理由がある。

以上は政治上の公民といふべきであるが、それについては、官公吏たるものの心得も刷新さるべきである。それは従来官公吏服務規律といふ名のもとに、一應の心得は説かれてゐる。ここに語るに當らないが、今後大に反省し自覺されなければならないことは、官・公吏は天皇乃至國家の官公吏たるに相違ないが、その任務は天皇の赤子たり、御互國民たるものの福祉のために、その活潑なる自發的創意活動を、行政的に扶助し、これを行ひ易からしめるやうに案配し、かくて、全體としての國家社會を發達せしむるやうに、眞に國家社會の公僕として奉仕するといふ心構へをもつべきことである。いはゆる上司として、權柄づくで、上から國民にのぞむやうな態度をもたざることである。これはさきに述べたことである。デモクラシー國家の役人としての當然の心得でなければならぬ。

また議員の従來の行動について觀察すると、殆ど政權爭奪が、その本業の如くうかがはれる。もちろん政權にあづからねば、その政綱を行ふことはできないが、ただ自黨に政權をとればよいといふやうな考へのやうに見える。他黨に政權をとられても、その黨が、自分等の思ふと同様の善政をなす用意があれば、その善はこれを認めてよいのである。何でも自黨がしなければならぬやう

に思ふのは、政權慾が深いからである。結局、眞に國政上の善事を行はんとするよりは、政權掌握に伴ふ餘利餘得を思ふものとみなさなければならぬ。選舉演説がいかにかんかづくであり、いかに揚足取りであり、いかにあら探しであり、いかに汚い悪口に充ちてゐるか、まことに聴き苦しいものが多い。聴衆もまたこれを喜ぶ傾向があるが、似たもの寄合ひといはねばならぬであらう。選舉演説毎に、國民の政治的・社會的良心は衰靡して行く觀がある。政綱政策は従來掲げられてゐたが、眞似たり寄つたりで、看板だけはなかく、立派なものである。しかしそれは投票獲得の招き看板だけで、その實行は期待出来ないことは、選舉民の承知してゐるところである。さうと知りながら、いざ選舉となると、後からは欺かれたといふやうな議員に投票するのは、選舉民の政治的自覺が、どこにあるのかわからない。

それはさうとして、また立候補者が、あの手、この手で、善言佳語を利用し、立派な表看板を立て、選挙場裡に乗り出して、その前後を通じて、一貫して誠意にみちた行動がないのは、結局、政治とは政權爭奪の商賣といふことにならざるを得ない。政綱政策の實施には政權を得ることは必要であるが、正しき方法により、正しき心がけにより、民意の歸するところに従つて得られなければならない。そのことが、正々堂々として、おのづから國民教育の資となるやうでなくてはならない。



國のための政治であり選挙であるから、反對黨であつても、善政をなすと認むべきであるならば、これを明白に承認し、その善行を扶け喜ぶだけの雅量がなくてはならない。他人の善を喜ばざるものは、道徳上の利己主義といふべく、一切の利己主義と同様、大に反省しなければならぬことである。これは、我が國民性の狭量なためであるかも知れないし、またさきに述べた如く、知合同志が、朋黨比周して、一種の關的政黨を作る感情的性質が多く、冷静な合理性の乏しいためであるかも知れない。この點に猛省しなければ、今後の政治界の革新も決して樂觀を許すことはできない。

政治上の公民に次いで、更にこの意味を擴げて考察すると、經濟上の公民といふ意味がある。法律上には、かゝる名稱があるわけではないが、經濟生活は社會公衆生活の大いなる要素をなすからである。法制上乃至政治上の公民も、内容的には、國民各自の經濟生活を最も重要視するからである。いはゆる公共生活の大半は、私達の經濟生活を實質として行はれる。それ故に、各人の經濟生活が、國家社會の一員としての公民の自覺を以て、行はれなければならないのである。もとより、經濟生活には、國の財政經濟といふ如き大きな經濟生活もあり、市町村團體の公共的經濟生活、または各種の會社銀行の共同的經濟生活、その他、個人的とはいへない色々の共同生活がある、これらことに處するに當つては、社會的な公共心を以て行はねばならないのは明白である。

然るに、經濟生活には、いはゆる個人的な私的な生活がある。各人がそれぞれその家業にいそしむが如きは、それである。直接に公共團體に屬してゐるのではない、獨りで自由に行動し得る生活である。けれども、これについても、經濟生活上公民たる自覺を以つて、自ら處さなければならぬといふのは、先に述べた如く、それぞれの家業なり職業なりは、必ず社會的連帶共同の關係を持つてゐるからである。味噌屋も酒屋も百姓も大工も、自分の仕事には相違ないが、必然に社會關係を持たないものはない。故に、自分の仕事に眞面目に勵み、その業務を正直になすことは、自家を富ますと共に、社會共同生活を繁榮せしめるゆゑんである。即ちまた、これは我の一善一惡は即ち社會公共の善惡であるといふ社會我的な自覺を以て、事に當らなければならぬといふ理由である。

こゝに、公民道徳があり、經濟生活の道徳化が行はれる。經濟と道徳とは密接の關係を有する。時に、經濟と道徳とは違ふといふ論をなす者もあるが、一を知つて二を知らざる者である。もとより一應は異なる。經濟は自然物をいかに人の生活に利用すべきかの方法を講ずるに出發し、最小の勞力を以て最大の効果を擧げる道を工夫することであるが、道徳は、人と人との關係において、いかに仲良く圓滿に世の中を暮してゆけるかの道理を辨へて、實踐することである。その意味で、經濟



學と道德學または倫理學と異なるともいへるが、少しく觀點を轉すれば、密接な關係にある。經濟行爲は同時に道德行爲である。即ち物をいかに人のために利するかは、經濟問題であるとしても、その人とは、自己一人ではなく、乃至全體としての人間といふことでもなく、多くの人々の間に、その物がいかに利用さるべきかである、といふことであつて、その場合は相互にいか喜び、いかに苦しむかの人的關係の問題に引き移して考へれば、即ち道德問題ともなる。經濟生活がいかに合理化されて、道德的に人が禮節を知つて、仲良く暮すことが出来るかの問題となるのである。この意味において、經濟生活は、結局、道德人としての社會的な公民的自覺に基礎づけられねばならぬのである。

更に公民の意味を擴めて考へると、風俗習慣上の公民がある。これは廣く社會生活上の公民といふ中に、當然含まれてゐることだが、その中から傳統的な社會生活をなせる人として考へることである。風俗習慣は、その人が作り出したものではない。尤も何人か或時、或場合に新奇の風をなし、新奇の言葉を語り出して、それが風俗ともなり、習慣ともなつたことがあるであらうが、多くは誰がいふとなく、誰がするとなく、いつのまにか、風俗習慣となり、傳統的に繼承されて來たものである。その意味で、最も社會的共通性の多いものである。私達は、皆その中で生活してゐるの

で、その影響と支配の下に住んでゐる。即ちまた自分の中に、その風俗習慣がひそんでゐる。日常生活における社會人としての行動は、皆これを通して行はれる。こゝに社會的な公民たる意味がある。これを自覺するとせざるとに拘らず、あらゆる人は、さういふ生活をしてゐるのであるが、これについて、はつきりした自覺を持つことは、社會の風俗習慣を善化するゆゑである。傳統的風習は悉く善いものではない。時代の推移につれて改むべきものゝあることに氣付けば、その陋習を拭ひ取らねばならない。これは生活改善とか、風俗改良とか唱へられて、いかなる時代にも、それぞれ反省されなければならない問題である。

最後に公民の意義を更に擴げて考察すれば、上述の公民の意味をも含み、しかもその基礎に立つべきものとしての公民的意義を自覺しなければならぬ。それは社會生活についての思想的・道德的自覺である。こゝに至つては、公民道德とは廣く社會道德といふと、同意義であつて、即ち社會我としての自覺に他ならない。法制・政治上の公民も、經濟上または風俗習慣上の公民も、結局は我は社會の中に存すると同時に、社會は我の中にあるといふ徹底的な自覺に基礎づけられねばならぬからである。然し、この問題は、既に述べたことであるから、こゝに重ねて語る必要はないであらう。



## 六 自治の根本義

かやうに公民たる意義を各方面から考察して來たが、それは市町村自治團體の生活から國家社會生活の萬般にわたつての心得であらねばならない。そして結局、社會我といふ道德的・良心的自覺に立たなければならぬとすれば、公民の意識は、最後に自律的な良心生活にあるといふべきである。この意味は、既に含められて語られて來たのであるが、なほ一層こゝに詳説してみたいと思ふ。それは始めに公民は自治團體生活の一員とし、の自覺にあると述べたが、その自治團體生活の意味について、從來屢々誤解があつたからである。そしてその意味を明瞭にすることは、デモクラシーの政治生活を道德的に基礎づけることにもならう。デモクラシーは結局、國民各自の國家社會を思つての自治能力に基づかねばならないからである。

自治生活の大切なことは、以前に唱へられてゐて、自治生活の改善は、屢々論ぜられてゐたことである。それに關する講習も各地方に行はれてゐたが、非常時局に入るに及んで、びたりと止まつた感がある。のみならず、自治生活乃至公民道德などは、我が國風にも合はず、我が國體にもそはな

い、一種の外來思想か、危險思想の如くいはれて來た傾きもあつた。従つて、議會政治も國風に合はないとか、國體精神に悖るとかいふ説も出づるに至つた。例へば、多數決によつて事を決めるが如きは、けしからんといふ論もあり、遂に議長の統裁などといふことが行はれて、色々形式的に論議だけは盡されたが、結局、どこにどう納まるやら、幕内のことは他衆には判らないといふ様な状態を、戦時中は呈するに至つた。さういふ行事をなしてゐた人々が、今日は急に開き直つて、民主主義で行かなければならぬといふのであるから、本音がどこにあるやら、頗る奇態な感を抱かざるを得ない。

それはともかく、多數決の如きは上御一人の聖旨にそむくものである。一切の論議は結局、上御一人の統裁し決定し給ふ所である。故に、多數決方法は西洋流であつて日本的ではないといふ。これは今更批評するにも當らないことだが、かくいふ心持は、何ぞ知らん、天皇を西洋流の絶對的な主権者と見做したものであるか、乃至は神がかり的な神秘的な、見ることも仰ぐことも、況や何事も申し上ぐることの出來ない、嚴めしく、文字通り、恐れ多き存在と見奉つたのである。父子情愛の關係の如き國體感は、少しも考へられてゐない。さういふ立場からは、國民が多數で決めて、かれこれ申し出ることにはけしからぬことであるし、また實はそんな會議をすることも、無駄な話である。



然し、君意は常に民意のあるところを知り給ふのが、本來の筋合でなければならぬといふ觀點からは、各種の意見を上聞に達し、多数の意志の存するところを明白にするに、少しも遠慮すべきはずはない。結局は、天皇の裁決し給ふところであるとしても、幾度となく、民意を君意に達することは、一國即一家の間柄にあることとして、當然のことである。誠意ある民意は必ずきき給ふと信じてゐて差支へない。これを憚つてただ恐れ多き存在と見奉ることは、國體の本義でない。

これは、一般的にいふと、輿論尊重の意味を没却した論法であつて、議會否認の説にも近く、従つて、戦時中は議會が殆ど實質的に無用な、單なる形成的な存在になつてゐたのである。デモクラシーの思想と逆に立つてゐたものであることは、明白である。國民の幾パーセントが、眞にかやうに思つてゐたか判らないが、とにかく、さういふ風潮は、表向きには社會を風靡してゐた。それが今日デモクラシーを採らねばならない時節になつて、急にどこまで一變し得るかは、私達國民として自問自答しなければならぬ重大にして眞面目な問題である。今日は天皇制廢止までの論が行はれ、新聞紙上民主主義謳歌の論のみであるが、從來さうは考へてゐなかつた人は、何と考へてゐるのやら、それを聞きたいものである。そしてそれを眞剣に冷靜に眞實な心持で、感情に走らずに論議が盡されて、國民全體がなごやかに落ち付き得るところに、新日本建設の曙光を見たいものである。

それはさておき、自治制の問題についても、おかしい議論があつた。一體「我等の市町村」とか自治體とかいふのは、怪しからぬ。これは皆天皇の市町村である。自分等の村と心得て自分等でも治めようとするなどは、大きな心得違ひである。ひとへに天皇の市町村と考へて、恐れかしこみて、上司の命に従ひ、市町村政に參與すべきであるといふ。成程いかなる山村僻地も皇土ならざるは無しと考へれば、天皇の市町村に相違ない。自治といふことを、天皇の統治權を排除して、絶對独自の市町村とすれば、不心得に相違ない。けれども、これは君權と民權とを抗爭對立的に考へ、天皇は主權者であり、人民は服従者であるとのみ考へるからである。これもまた一部西洋流の考へと稱してよい。君民間が情意の親愛なる關係に成り立つと考へれば、天皇の市町村であることは同時に我等の市町村である。我等の自治生活は、同時に天皇の治め給ふ生活である。自分等子供の家は、同時に親の家であり、親の家は同時に子供等自分達の家であるのと同理である。かくの如く、市町村自治生活についての僻論があつたことは、いかにこれまで戦時中、我が國體が權力國體化されて考へられてゐたかを明證するものである。かくの如き思想を以てしては、到底デモクラシー政治を攝收することの出来ないのは、明白である。

こゝにおいて、更に進んで、自治がいかに人の道徳的生活に内在してゐるかの、根本問題を簡單



に説明して置きたい。

何故に、法制上に、自治制が認められたかの理由を考へれば、社會生活をなす人々の自治能力のあることに基かねばならない。形式的・制度的には法律によつて認められたからであるには違ひないが、その根本の理由は、人々に自治能力あると信じられるからである。即ち、その社會共同生活、その成員たる人々の自治心によつて、成し遂げることが出来る、と信じられてゐるからである。これは、即ち社會的良心が人に内在することである。良心作用については、さきに述べたが、責任自覺の統一體としての我の自律心に由る。道德は、他律的なものでなく、自らに由つて自らを治める自律的態度に成立つとは、倫理學上の定論である。法制上の自治とは、市町村自治團體が、自らその團體生活を治めるといふことであるが、それは結局、各人の道德的な自治能力即ち自律心に基かねばならない。そこで地方自治とか、國家自治とかいふ觀念の根本を深く討ねてみると、次の如く考へられる。

先づ第一に自治は自律である。自らその心を治めることである。それは自己の命ずるところによつて、自らその言行を律することである。これはまた道德修養であり、道德心の確立である。道德なるものは、克己・自制とか、反省・自戒とか、多少消極的な言葉を以て説明されるが、それは、

人は一面において慾望の存在であるからである。そのことは、心理的に當然であつて、慾望の多くして、盛な方が結構ともいへるが、慾望の奔逸に任せて生活すると、人生の破綻に終ることは、いふまでもない。そこで自然力として内發する慾望・情緒を、適當に統整し調和して、生活するのが、道德的生活である。そしていかにして、統整調和のよろしきを得るかといへば、それは良心の判斷し命令するところに基き、自己の意志に由り、自ら律してその言行を適切ならしめることである。金や名や権力や位置が欲しくも、それが道理にかなはねば、敢てその慾望に誘はれず正しきを持して、生活するといふのが、克己自制の自律生活である。これは、一面抑制するやうであるが、他面においては、一步高く我が品性を向上せしめるものである。この自律生活が、いかなる程度に高められ深められてゐるかは、人格の高下大小の別るところであるが、道德生活の要旨が、ここに存することは、明かである。かくの如き修養の心得ある人々によつて、自治團體が構成されてゐるときは、それが立派な市町村生活となることは當然である。殊に市町村政の中軸をなしてゐる議員の人格が自律心に富んだ人々でなければ、その腐敗を招くことは明かである。各地方に現はれる自治政の亂脈は、皆この自律心のなき議員のあるところである。そして、かゝる議員を選出した公民も、その責任の一半を帯びなければならぬのはいふまでもない。それ故に、地方自治の根柢は、各人の道德



的自律心に基かねばならない。即ち自治の眞義は、自律でなければならぬ。法制的根據には、道徳が横はらねばならない。

次ぎには、自治は自考である。自ら治めるとは自ら考へることであらねばならぬ。さきの自律は、専ら慾情を適當に治めることの意味に解したが、ここには、むら／＼と蜂起する諸種の觀念を、筋道の立つやうに整へて心をまとめることである。即ち思想的に自ら治めることである。即ち考へることである。考へるとは、あれやこれやと思ひ立つ雑多の念慮を秩序づけて整理し、まとまつた姿にすることである。即ち合理化することである。これは良心作用と同じ働きであるが、必ずしも善悪の行爲の問題でなく眞偽に關する作用である。眞實性を求めることは、人の中心要求であるがそれについては、考へがちぐはぐであつてはならぬので、まとまつた考へを持たうとする。自ら考へねばならないのは、當然である。これは我が心を思想的に治めることである。嘘をつく人は、世間に相當多いが、本來嘘を好み、嘘が人生だと思ふものはあるまい。そこで誰も何とか本當のことを見出さうと考へてゐるのであるが、それが困難なので、途中半端のところ、考へを止めて、後は表面的に人前をつくろつて行かうとするものが多い。これはごまかしの人生觀となる。

かゝるごまかしの人物が、市町村の中樞に立てば、その政治が虚偽に充つるに至るのは當然であ

る。いろ／＼の報告に嘘があり、いろ／＼の政策に姑息手段がとられる。これは道徳的に自律心のないことでもあるが、眞實に従つて、地方自治生活をして行かうといふ自考力が足りないからである。何事でも、考へなければ、事を進めることはできない。無より有を生ずるは、考へるにあるといへるが、貧困な村、疲弊した町、偏僻な地方、風俗の亂れた町村などと、悩むことの多い地方を改良するには、他町村、他地方を観察し、更に生産方法を工夫し、道徳心を向上せしめるなど、眞剣に反省し研究し、新機軸を發見するやう努力しなければならない。研究心のないところには、決して進歩はない。故に地方自治の根柢には、自ら考へる力がなくてはならない。自考力あつてこそ、地方自治も可能であり得る。大きくいへば、國家の自治獨立も、國民に自ら考へる力がなければ、その實を擧げることにはできない。

第三には、自治とは自力である。自己の實力によつて生活しようとする人生觀をもつものでなければ、自治することはできない。他律主義が眞の道徳でないやうに、他力主義は、眞の自治生活ではない。社會は、連帶關係にあるから、隣の市町村と相依り相扶けることもあり、また上層機關の保護や補助を求めなければならぬこともあるが、結局は、自己市町村の實力によつて、その生活を開拓向上しなければならぬ。そして、これは各人がその自家の生活をば、實力を發揮するこ



とによつて自營して行くといふ覺悟を基としなければならぬ。即ち自治の究意義は、自力主義の人生觀に基づく。

## 七 自治と協同

以上、自治の内面的意義について述べて來たが、自治と協同との關係について、言及しておきたる。自治を平凡に解釋すれば、自分のことは自分ですることである。他人にはたのまず、よらずに、自ら行ふことである。一應それに相違ない。しかしそれを解釋通りに執ると、協同とは相反することになる。しばしば、ここに疑義があるやうに語られたことがある。まことに思はざるも甚しいと稱すべきであるが、とにかく疑問は疑問である。然らばいかに兩義を調和的に解釋すべきかが問題である。市町村自治團體といふことは、一方には自治であるが、他方には團體といふ協同生活である。それ故に自治にして同時に協同の生活でなくてはならないが、もし自治の觀念と協同のそれとが相容れない考へだとすれば、自治團體の生活それ自身が矛盾の生活に外ならない。

先きに見える協同と見えない協同との關係を述べたが、その解釋はまた、ここに當てはまる。自

治は即ち見えない協同である。従つて、これに對立する協同は見えない意味の協同と解されてよい。けれども、その見える協同の中に、見えない協同即ち自治が含まれてゐなければならぬといふのである。例へば、田植を、一つの見える協同行爲であるが、外形上には皆同一型の仕事をしてゐるのであるが、仔細に觀察すると、人々の足の運び手の用ひ方に、それぞれ細心の注意の拂はれてゐることを見る。即ち早稲をとつて手を地中に挿し込む際には、それぞれ他の命令指圖によらず、自ら最も適當と考へた方法により、工合に従つて、仕事を遂げなければならない。これは、その場合の自治心であり、自治能力である。自分の持場は、自分でしなければならない。そこに工夫があり發明がある。ただ隣人のまね事をしてゐるのでは、田植を完全に實行することはできない。故に、多數人が一緒に同一の仕事をしてゐる面は、協同であるが、各人のその場その場における心の用ひ方は、自分のことは自分でするといふ自治心である。これは外見上には一寸觀察出來ない。實は、自ら工夫して、大に協同の成績をあげようとしてゐるのであるが、それは見えない協同である。なほ一緒に掃除をするといふ協同動作においても、箒を手を持つ一人一人が、あの隅、この方向においては、それぞれ自發的に自治的に工夫し、自分の持場は自分で行ふといふ態度がなければ、どんな掃除になるかわからない。ここに見える協同心がある。それは自治心に外ならない。故に



協同は自治を豫想して、眞の協同が成立し、自治は協同意識を含んで、眞の自治となるといひ得る。これも人が社會的存在たる故の自明の理である。

これは、大にしては、國家社會生活についても、同様であつて、協同意識を以て生活しなければならぬが、その内面には自治心がなければならぬ、といふ理由である。即ち自己一人の各種の自發行動の内に、社會協同心を懷いてゐなければならぬ。千篇一律の協同であつては、趣きのある堅き社會生活をなすことはできない。複雑にして統一あることは、國家社會生活の特徴であるが統一は一列的に表にあらはれてゐる協同であつて、複雑または雑多とは、それぞれの人々に任ぜられた自發的自治的活動である。ここに廣く大きく成立つ協同生活の内面的な基礎がある。これは國家社會生活は、自覺的な人格的な基礎に成立つ理由であつて、デモクラシーも、かういふ眞面目な内面的な自省的な人物の結合によつて、運営されるのでなければ、完きを得ないことは、いふまでもない。

## 八 教育の革新

この問題は實に重大事項である。今後の一切の我が國民生活の改造は、根本的に教育の革新に基づかねばならない。氣の長いことのやうであるが、これより外に眞個の改革方法はない。今日大局に當つて、心あるものの痛切に思ひ至ることは、ここにある。従つて、これを取扱ふには別に一書をなすに至ることであるが、ここでは、簡單に私の所見を述べておく。

これまで、種々論述して來た事柄は、悉く教育革新の内容問題をなすことで、教育に重大關心をもつものは、單に學校教育の教科や教授法の問題でなく、廣く眼を國民生活全般に放つて、過去を顧み將來を想見して、刷新の方法を樹てねばならないのである。そこで、これを前提としながら、私は多少狭い意味の教育問題にはいつて、今心に思つてゐるところを述べようと思ふ。しかし、私のここに述べようとするところは、必ずしも、この大事變に遭遇して、急に思ひついた考へを語らうとするのではない。むしろ從來から考へてゐたことで、私にとつては舊意見と稱してよい。ただそれが殆ど行はれてゐなかつたので、今後は、ここに革新の方途を立案し實行しなければならぬといふに過ぎない。



## 一 教育上のデモクラシー

先づ第一には教育上のデモクラシーといふことである。いひかへれば、教育上の機會均等主義といつてもよく、國民全體の文化的水準を高めることである。これは平凡の眞理である。いかなる國においても、いかなる時代においても、國民の智徳を啓發し向上せしむることは、必須の事項である。ただ今後、民主主義的な施政方針が強化されるべきにおいては、國民が馬鹿ではならず、その文化意識は高められねばならないから、一層痛切に至急にこの必要を痛感する。これには八年の國民義務教育はもちろんのこと、更に十八九歳に至るまで、一種の義務教育を施すべきである。晝間正規の學校教育を悉く受けさせることは、事實上不可能であらうから、従來、夜間青年學校があつたやうに、仕事の繁閑の時期につれて、幾月幾週引續いてか、隔月にか、適當に時間を割當てて實施さるべきである。その教授内容や方法については、ここに立入つて述べる要もあるまいが、地方の適宜に従つて案配されてよいと思ふ。

なほ、これと連關して、ぜひとも實施されなければならないことは、育英制度を擴大して、できるだけ、財力乏しき人々の子弟にして、學力優秀なものに、専門教育を受けしむる機會を與ふべきで

ある。中等學校希望者は、もとよりのこと、更に進んで上級學校に入學せんと欲するものに、學資を給與し、その英才を伸ばしむる機會を與ふべきである。これ、實に個人の自由創造の活動を尊重し、これを發揮せしむる民主主義の教育方針であらねばならない。どの親も、子供がその生來の能力を伸ばし、國のため社會のため、立派に活動し得ることを念願しないものはない。しかし、學資乏しきたために、たいした學才もない金持ちの子供に、ひけを取るやうになつては、なさけなく思ふであらう。退いて考へれば、眞の榮達とは、どういふことであるか、人の上に立つといふことが果して眞に善いことであるかなどは、人生觀として疑問もあることだが、とにかく子供がその希望を達し得るやうな教育をなし得ることは、親の痛切な願であることは、間違ひない。自分はいかに貧乏暮らしをしてゐても、國家の教育施設によつて、子供が自分以上の教育を受けることが出來、その英才を發揮することができれば、親としての喜びの非常であることは疑はれない。なほ一般的に、中等學校の授業料は、アメリカの如く、とらないことにするが、良策である。何人にも正規の中等教育を受け得る機會を多からしめ、易からしむべきである。

今日、社會生活に各種の不公平があると叫ばれ、財閥とか特權階級とかと指彈され、非難されてゐるが、もし閥や特權者の内に入らない人々も、その子供を立派に教育することが出來れば、世の



中の不公平を生ずる大半の地盤は覆されるであらう。もとより、世の中は單なる平等であるべきでなく、能力・手腕・徳望等によつて差別あるべきが、當然であり、それは眞の公平と稱すべきであるが、その公平が、この社會生活において期せられ得るならば、今日の不平の聲も大に和げられるであらうと信ずる。今日、經濟上、政治上各種の平等化政策が講案されてゐるが、それよりも最も根本的な社會公平策は、教育の平等化でなければならぬ。その機會均等の施設でなければならぬ。義務教育の水準を高めることに共に、育英制度を擴張し、中等學校の授業料を廢して、貧者の子弟を出來るだけ教育して、その英才を發揮せしむることである。

## 二 教育費の増大

第一には、教育費の増大である。新日本再建は、結局、教育の力に待たねばならぬとすれば、それには、出來るだけ多額の國費を計上すべきは當然である。今日、軍備はないのであるから、それに代へて、教育方面に力を費し、新人生觀・世界觀を養はしめ、技術技能を進め、世界の平和文化に貢献し得る有能の大國民を作るやうに、國策が向けられなければならない。これは國民の大に要望するところであつて、ただ當局者の斷行にまつばかりであると信ずる。

その内容は、一々ここに語る必要もあるまいが、全面的に教育機關の擴張であり、その施設の整備であるから、巨額の費用を要するのはいふまでもない。しかし最も注意すべきは、教員待遇の全面的向上である。大學教授より國民教育者に至るまでの俸給の安いことは、天下周知の事實である。教授は他校に切賣りや、一種の内職をなさねば、生活が立たない有様にあり、國民教育者は、父兄保護者の恩惠を受けて、僅にその日を過してゐる有様である。教育は、少年や青年を取扱ひ、黑板や教科書で出來る仕事であるから、易い仕事のやうに思はれるためか、表には教育者を尊敬してゐるやうで、内實は馬鹿にしてゐるやうな待遇をなしてゐる。これは、自然、文部省の權威にも關し、最も無力な省と見なされ、文部大臣は伴食大臣の稱をも受けてゐる。今後、教育者の大任にまつべきことが多いとすれば、その待遇は大にこれを改善し、他の官公吏よりも遙に優遇すべきである。國家が、かやうに教育を重視する以上は、自然に能力優秀な人材の集まることは、見易き道理である。

なほ序に、一言を挿みたいことは、教育機關の大・中・小といふ段階によつて、その俸給を大中小的に決めてはならないことである。初等教育の教育は出來ても、大學の教授たることは出來ないであらうが、大學の教授はつとまつても、國民學校の先生はつとまらない人もあらう。一方は人が少



く、他は員数が多く、大體においては難易の別があるとしても、老練にして徳望のある國民學校長の如きには、得がたい人物もある。その俸給は、大學教授とも劣らぬものがあつて然るべきである。また、一つの學校内においても、校長には適材でないが、教員としては、まことに良質の人がある。かくの如き人には、校長に劣らない、場合によつては、校長以上の待遇を施して然るべきである。校長とか首席とかいふ段階によつて、俸給が機械的に定められると、俸給をあげるために、校長に任じ、却つて失敗せしむることもある。その待遇法は決して階級的であるべきでなく、人々の閱歴・經驗や力量によつて、俸給は支給されるべきである。かくして適所適材的に安定して、教育の任にあづかることができる。

なほ特に注意したいことは、學術研究費の増額である。從來の研究費の如きは、實に話にもならぬ有様で、旅費や辨當代に使へば、それでおしまひといつたやうなものがある。文部省が研究調査實施の諸團體に對する補助金の如き、まことに少額にして、單に文部省がその團體の存在を認めてゐるといふ證明位のものに過ぎない。尤も、今後は、ひとり政府の補助金にのみ待つて、民間事業が行はるべきでなく、民間の富豪より多額の寄附金のあるのは、望ましき事柄であるが、それはまたおのづから別問題である。

### 三 高等教育機關の開放

第三には、高等教育機關の開放である。これは一時多少行はれたこともあるが、今日は全く閉鎖されてゐる。女子の入學を許可した大學は少かつたが、女子の聽講生を入れた大學は、相當に多かつた。今後は聽講生ばかりでなく、大學や専門學校においては、女子共學の制度はとられてよいと思ふ。また正規の順序を経て高等教育を受けるものの外に、既に他の教育機關を卒へて實務についた人々で、何か専門的に研究したいと思ふ有志者は、適當の詮衡の上で、正規の學生となすもよし、また聽講研究に従事せしむべきである。その他、科外の成人講堂を設け、一般人をして、それぞれその望む所に從ひ、聽講せしめ、好學心を養ひ、研究心を盛ならしむべきである。文化の向上に資することは多大である。

これに附言すべきことは、大學教育の特權廢止である。これは從來、しばしば語られたことであるが、遂に實行されずにある問題である。卒業さへすれば、官吏になれるとか、教員になれるとかいふ資格である。高等文官試験といふ國家試験もあるが、それがための準備として、大學の講座が設けられ、結局、種々の學科講座は、役人や教員になるための、いはば立身出世の便宜手段として設け



られてゐる。かくて聽講單位も細かく規定されてゐるので、學生は聽講の自由を失ひ、教授もまた講義の自由を失つてゐる。眞の學問の研究は、今日の大學から失はれてゐる觀がある。かくて官立大學が、その精氣を失ひ、特色を發揮することができなくなつたと同様、私立大學は、その生存上、勢ひ官立大學をまねざるを得ざる状態に陥り、舊來の活潑な特質を失ふに至つた。慶應義塾大學は、昔の慶應義塾の特色を失ひ、早稲田大學は昔日の早稲田専門學校の特色を失ひ、同志社大學は昔の同志社の校風を失つた。そして官・公・私立の大學は、皆その授けるところの學問は、似たり寄つたりのものとなるに至つた。今後は、かかる就職のための教授方針を止め、各種の特權を規定する制度を撤廢して、眞に眞理研究の學府である實を擧げしめ、各大學の自由なる特色を發揮せしむべきである。

#### 四 理科方面の重視

第四には、法經科より理工科方面に重點をおくべきことである。性質的に法經科を輕視すべきではないが、分量的には、この方面の高等教育機關が多過ぎる。私立大學の如きは、經營の都合上か、殆どこれに傾いてゐるが、官立においても、法經方面が多數の學生を收容してゐる。だん／＼理工

科方面を重んずる傾向になつて來たが、更にこの方面を擴張すべきである。これには經費を要することが多大であるので、從來、安價教育を施すために、この方面に力が注がれなかつた。一體、後進國といはれる諸國の教育状態を觀察すると、法經科方面の教育機關が大部分を占めてゐる。支那や比島において、その顯著な事實を見る。これは國家組織の形態を整へるために、この方面が先づ必要視されたからであり、かつ教室と教科書だけで授業が出来るからであるが、それが社會生活上に及ぼす弊害は著しい。いはゆる白襟仕事や卓上職業を欲することになり、月給取りの役人のみ多くなる。我が國においても、官吏の数が非常に多いのは、いはゆる官僚的な形式的な繁文褥禮にもよるが、役人は時に失業救済の姿で備はれるからである。

なほ法經科出身が多いといふことは、その學問の性質上、自然に形式的な規則を重んずる傾向を助長し易い。事を内容的に實質的に處理し、その能率をあげるよりも、それが、いかに法制に合ふか、規則に當てはまるか、かういふ場合はどうか、かういふことがあつたらどうか、といふ風に、抽象的に規則適用の場合場合を考究することに専念し、事務取扱ひが、いはゆる規則屋的になる。そして勢ひ統一主義となり劃一主義となり、官廳のための取扱ひを整理せしむることに力を注ぐが、民間の仕事を發揚せしむるに心を用ひ損ふ傾きがある。要するに、自ら實際の仕事の衝に當らず



に、規則を作つて外側から統制しようといふ傾向になる。また國政を論ずるにも、仕事の實質的な研究調査から立論せずして、勢力や権利關係から立論し、結局は政權爭奪の論となり、何主義とか何理念とか唱へて、自説を主張し、他人を掣肘することのみ考へ、互にうるさく干渉し合ふやうな姿にあることは、法經方面の學問から生じ易き心遣ひの傾向である。結局空論が多くなる。

法科萬能の弊とは、三十年も以前に唱へられた論であるが、いまだその弊を脱せずにはゐた。終戦前の官僚横暴といふが如きは、それである。いかに統制されても、却つて面倒の手續が重なるのみで、少しも能率があがらなかつたのは、何事も規則づくめで捺印責めのためである。そして理工科方面のいはゆる實學をなし、實地の技能を有してゐるものは、官廳にゐても、うだつがあがらず、その仕事の内容を知らない事務官・課長の指令のもとに働かねばならない状態にあつたことは、内容的に工夫考案し、敏捷・簡易に實績をあげることの出来なくなる理由である。もとより官廳の事務は規則によらねばならないから、それを知つてゐることは必要であるが、それは、古參のものならば、誰にもわかる常識的な事柄である。法律を學んだものでなければわからないといふことではない。それも仕事の内容が大切であるから、鐵道なり、土木なり、農商工なり、教育なり、およそその方面に學識經驗あるものを、要所に配置して、實質的に能率のあがる事務を創造的に處理せしむべきであ

る。尤も従來、その方面の人々は、法制事務に暗く、また人事行政に不馴れのため、法科方面の人から、間が抜けて氣が利かないやうに批評されてゐた。常に下積みになつて、その方面の事務に頭をあげたことがないから、自然行政事務の取扱ひに暗く、氣が利かないといふことにもなるであらう。しかし、これは一種の氣風であり習慣であるから、頭をあげて積極的に活動し得るやうな位置につかしまれば、次第に良能を發揮し得るやうになるのであらう。しかし翻つては、理工科出身の人々が、従來、行政事務に暗く、不得手であつたことには、自ら反省し自戒し、修養しなければならぬことである。

## 五 女子教育の振興

第五には、女子教育の振興である。これも従來から盛に唱へられてゐたが、その實現を見ることのできなかつた。男尊女卑の弊風といふか、女子の教育は盛にしなくともよいやうに、何となく考へられてゐた。それでも中等普通教育までは、男女同様であるが、専門教育・大學教育になると、全く不振である。諸外國の水準より遙に低い。これは、女子は家庭を主とすべきであるから、高い學問は要らないといふ趣意であらう。もちろん、女子の主な役目が家庭内の活動にあることは、ど



この國でも同じである。しかし、家庭を介して國家社會は生れ育てられて行くのであるから、その家庭の中に、國家社會生活乃至人生を理解し得る働きが内在してゐるのでなければ、健全なる國民生活を作ることには出来ない。仕事は家庭にあるが、その知識と理解と、また適當な社會的活動とは、女子が國民たる一人の資格の中に存しなければならぬ。悉く男子と同等の教育を受けねばならぬといふ理由はないが、高等専門の教育を受けようと思ふものには、その機會を與へるのが當然である。その意味において、専門教育における男女共學の制度は認められてよいと思ふが、また別に女子の心身性能に適切な學科を授ける女子大學の制度は認められるのを至當とする。官・公立も私立も可である。然るに、これまでは、それが認められてゐなかつた。女子好學の意氣を消沈せしめてゐたことは甚しいものである。

我が家庭生活は、一種の風味があり、なごやかさがあるといはれ、婦人の眞淑は世界一と稱され、自他讚美してゐるところであるが、仔細に觀察すると、必ずしも他國民の家庭生活より悉く勝るといふこともできまい。各國民の家庭生活には、特徴があるのであるから、一つを以て他を批評することはできないが、我が家庭生活の難點は、夫婦の間に教養の程度が非常に相違し、眞に内助の功を立てるのに不足ではないかと思はれることである。しかし夫婦ともに、小學校教育を受けただけ

の家庭生活者にあつては、妻君の方が亭主より遙に勝るところもあつて、眞に共稼ぎの實質を示してゐるが、中流以上の家庭を見ると、婦人は女學校卒業程度であつて、主人に比しては、遙に教養が劣つてゐる。内助の功とは、家事裁縫の類であつて、主人と社會的思想的な各種の文化的な話をする事になると、距離が極めて遠い。即ち高い情操や思想や心構へになると、夫婦の間に、ひらきがある。氣樂であるが、何となく人格的に物足りない風がある。これが、時に深いところに、意志感情の疏通を缺き、遂に家庭不和の原因を作ることがある。いはば全人格としての調子が合はないのである。さればといつて、西洋人の如く、物別れともならないが、妻君はただぐづくいひながら従つてをり、主人はいゝ加減の調子にかまへて、致方がないとあきらめてゐる工合である。子女の教養に影響のよくないのも、當然である、これは結局、夫婦間の教養の差があまりに大であることに由ると思ふ。その點から考へても、女子の教育を高めて、男女互に性格的に思想的に認識し理解し、全人格的に調和した一家庭を作るやうにすることは、國家社會そのものの堅實な發達にも、極めて大切なことと信ずる。

なほ、これと共に、國民生活は男女が構成してゐるのであるから、國民の半分たる女子が教養不足であつては、國民生活は、半身不隨の状態にあると稱してよい。國民の輿論の中に、その政治の



中に、婦人の思想感情は表現されてゐなければならぬ。政治は臺所の仕事であるともいはれる。米・麥・豆・薪炭・電氣・水道・ガス・衣料皆家庭の問題である。それについて婦人の考へと感情とが、國民の聲となつて叫ばれねばならぬのは、當然である。尤も、必ずしも婦人が社會に出て直接に聲を出さないでも、間接に主人を介して、その意見を發表せしめることを要する。それについては、單に自家の事柄のみでなく、一般にすべての家庭に共通する問題として廣く考へ、いかに改良處理すべきかを提案しなくてはならない。それには社會生活に關する識見を要する。井戸端會議だけに要する知識思想では、物にならない。男子と等しき教養を受け、國家社會生活の實體を認識し、政治はいかにあるべきかについても、相當の見解を有するやうになつてゐねばならない。そこで婦人參政權が要求されるのも理由はあつたが、實は現實の問題としては、私は尙早と考へる一人である。道理の上からは然るべきであるが、それには、女子一般の教養を高め、政治教育・公民教育を施さねばならない。今日の一般男子も政治的自覺が乏しく、選舉の腐敗は顯著の事實であるのに、婦人も一般的に、未だ何の要求もないのに、俄かに認められることになると、結局、男子と共に選舉界の腐敗を一層甚しくする恐れがある。婦人に對しては、全般的にでなく、先づ制限的に參政權を與へられるのを適當と考へる。そして、その實績を見て、次第に全般的に選舉權が擴大さるべきであると思ふ。

## 六 私學の振興

この問題は文政當局者に望む事柄ではないが、文政當局者も、積極的に私學存在の意義を認め、その隆昌を希望し後援するやうな方針を取るべきものと考へる。直接の問題は現在の私學當事者並にその校友にあるが、ひいては社會一般の關心を大に要望したい。私學については、中等學校には、相當その存在が認められてゐる。中には優良の學校もあるが、概してその内容は貧弱と見られてゐる。これは社會人一般が官公立を常に上位に見、私學を下位に見なす因習があるために、入學者の質において劣り、また經營において困難をもつてゐるからである。初等教育に關しては、以前は小學校として私立も認められてゐたが、國民學校と改正されて以後は、表向きには私立國民學校は許されず、中等學校の初等科教育といふ姿にごまかされてゐる。國民教育であるから、國民意識の統一をはかるために、私學は許されないとはいふことであるが、自然、それが官僚的な天降式の國民教育となり、今日の民主主義的態度と合はないやうなものになつてゐる。今後は初等教育も特色ある私立學校が創設されて然るべきである。勿論、それが國民の初等教育である以上は、根本の精神に



おいては、官・公と區別あるべきはずはない。國を愛し國を思ひ、よき人物を養成しようといふ精神においては、異なるべきはずはないのである。

私學は、専門大學の教育については相當にある。殊に私立大學は多く、かつ多數の學生を收容してゐる。しかも東京に密集してゐる。けれども、私學は大學令のため、昔の特色を失ひ、悉く官立の模倣であり、しかも遺憾ながら質において低級であるといはねばならない。かつ法・經・文等の經費を多く要せぬ學科が多いことは、月給取りのみを多くする傾向を助長してゐる。理・工・農・醫方面においては、設備と經費とを要するので、不振の状態にある。これは、社會人に官學尊重の風が強く、私學の意義を認めて、これに多額の寄附をなすことをしないからである。英米の私立大學と大に趣を異にする。そこにも、民主的な態度を國民の間に養はしむるに不適當といふべきである。もとより私學でなければならぬといふのではないが、政府當局者も、何となく、頭から私學を輕視し、また千篇一律的な法規を作つて、これを取締まらうとするので、官・公立と共にその特色の學風を失つた。もちろん、私學には遺憾ながら感心の出來ないものがある。ばかにされても致方ないものもあるが、當局者としては、その惡弊は除去せしむると共に、積極的にその意義を認め、その特色を發揮せしむるやうに奨励しなければならない。

私學をいかに革新し振興すべきかは、私學當局者並にその校友の努力と、社會一般の關心と好意と後援と、かつ政府當局者の奨励とにまたねばならないが、何故に私學の興隆を尊重すべきかの理由は、時代の要求に由るといはねばならない。否、根本的に考へて、國家興隆の基であり、民力發揚の源となるものは、國民の自發的・自治的な協同精神にあると信ぜられるからである。従つて、この問題は、今日急にこれを唱へらるべきでなく、以前より然るべきはすのことである。私は從來も、現實の私學には甚だ不滿を抱いたものであるが、教育上の主義方針としては、立派な私學の興ること、國家・國民生活の健全なる發達のために希望してゐたのである。國民の間から、必ずしも官廳の指揮に由らず、進んで頼みがひある人物を養成せんことを志し、或理想抱負をいだいて學校を創立するものがあり、また資財を投じてこれを後援するものがあり、またその風をのぞんで、これに入學するものがあるやうであることは、國民生活に精氣を興へ、眞に下より自發的に協力して、潑刺とした創造力ある國家生活を作らしむることになるからである。

明治維新が、いかにして成立つたかの原因には、いろ／＼あるが、教育關係からいへば、私學の力に由るといはねばならない。幕末において新日本創造の力あつたものは、私立の學塾であつた。幕府御用の漢學はその力はなかつた。これは民意に本づく自發的な力である。維新當初におい



て、新學の基礎を開いたものは、福澤氏の創立による慶應義塾その他の私學である。官學もその後、だん／＼整備されて、我が學界の中心をなすやうになつたが、明治維新の根源を開き、國民生活に新生命を與へたものは、私學の勃興によつたと稱してよい。故に大體において、國民生活に新機運をもたらすものは私學であるといつてよい。官學は學問を普及し全國民の文化の水準を高めるのに作用するが、むしろ整備であり潤飾であつて、力強い創造の機運は常に私學によつて開かれると稱してよい。しかし、私學も年月を経て却つて生氣を失ひ、「賣家と唐様で書く三代目」といふ如き状態になると、昔日に發揮した存在の理由は失はれる。これは私學當局者の責任である。創立者の精神を繼承することができないからである。

とにかく、私學に力強い教育的存在が認められることは、國民生活の中に自主的な自治的な基礎精神のあることを證するものである。官學だけでは國は堅實に伸びない。時の官憲の力によつて消長するからである。民意に基礎をもたないからである。ドイツの學問は相當認められてゐたが、悉く官學であつた。私學に基礎はない。官憲の力と共に消長し、國民的基礎を有しない。國家生活に底力を有しない。ねばり強さをもたない。軍官の力だけで國が保たれることは、興廢共に急變轉をかもし易い。史實がこれを證してゐる。これに反して英國の如きは、私學に基礎をおいて國民生活が

成立してゐる。オックスフォードやケムブリッジ大學の如き、巨額の財團のもとに強固に永續的に設立されてゐる。國家有力の人材はここに養成されてゐる。米國が、有力な私學機關によつて、その文運を進興せしめてゐることは、ここに語るを要しない。州立大學も立派なものが殖えてゐるが、いはゆる文部省管轄の官立なるものはない。かくしてデモクラシー的氣風は養成されてゐる。私は現代の我が國において、私學の大刷新と勃興とを深く希望するものである。民意はこの線に沿うて開發されなければならない。

## 七 體育の獎勵

第七には體育の獎勵である。世界の文明國民中體格の最も倭小なのは、日本人であらう。東洋民族中においても、丈の低いのは日本人である。元氣や活動力が乏しいとはいへないが、體格の見劣りすることは、事實である。今日進駐軍の體格を見ると、その差のあまりに大なるを嘆ぜざるを得ない。「大男總身に智慧の廻りかね」といふ句もあるが、アメリカ兵は我が軍隊以上の智慧をもつてゐる。知力の必要はもちろんであるが、體格に物をいはせることの多いのも否めない。まして健全な肉體には、健全な精神も宿るといはれるから、身體が丈夫で伸び伸びしてゐると、心もすこやかに、



のびくするに相違ない。我が國民の表情をみても、あまりに陰氣である。これは敗戦の後であるからかも知れないが、とにかく、ほがらかに和氣に充ちた表情の人は少い。いはば民主主義的國民の表情とはいへない。何となく窮屈に壓迫されてゐた人の顔付きである。本來、日本民族の性質がさうとは思はないが、とにかく、現在のところ、體も心もすら／＼と伸びてゐない感がある。

この原因がいつこにあるかはとにかく、國民一般に體育を奨勵し、體位を向上せしめなければならぬ。殊に青少年の體育には特別の注意を拂ふべきである。今日は軍事教練は廢止されたが、それに代つて各種の體格向上の方法が講ぜられるべきである。運動遊技の奨勵は當然である。また栄養について、格段の注意が拂はなくてはならない。これは一般に生活改善の方法にも關係があるが、南北の米土における日本民族の二世の體格が、本土の青少年より優れてゐるやうに觀察されるが、生活の様式と共に食料の栄養價が、優れてゐるからであると思はれる。今後、我が國民の衣食住生活の様式が、いかに改善されるべきかは、重大問題であるが、何れにしても能率のあがるやうに、體育の向上し得るやうに改良されなければならない。膝坐生活の如きは、大に改善の工夫あるべきであると信ずる。また一般に我が國民の姿勢は正しくないやうに觀察されるが、少年時代から、坐るにも腰かけるにも、また殊に歩行の際などには、その姿勢が正しくあるやうにしつけられなければならぬ。

ればなるまい。外國旅行などにおいて、いかに私達日本人の歩く姿勢の端正ならざるかを痛感する場が多い。背骨のまがつた、眼鏡をかけ、寫眞器を肩にした、黄色い顔の、小柄のちよ／＼歩く人間は、日本人といふことになつてゐる。

なほ身體を健全ならしむるには、一面には快活の生活を要する。これは相互關係でもあるが、青少年の生活は愉快なものでなくてはならない。質實剛健もよいが、ただかたくるしく、まづいものを食つて我慢するといふのでは、生活の向上も出来ない。文化の發達も出来ないし、また身體がのび／＼することも出来ない。一面には愉快なこともあるので、他面には進んで大に忍耐して艱難に當る勇氣も出て來るのである。青少年に愉快の氣分を興へずして、ただ苦難に耐へよといふことは、教育法としては不自然である。今日の如き實際生活が困難の場合には、誰も我慢の生活をするが、平常の教育法としては、一面その生活を快活ならしめなければならぬ。寄宿舎生活の如きは、栄養價ある食料もとれるやうにし、また娛樂室も設けられ、集會室もあり、談笑遊技の機會あらしむべきである。また月に幾回かは遠足や山登りや水泳や、各種の協同運動をなす機會を興ふべきである。これは必ずしも強制統率でなく、生徒の自由意志と共同精神によつて自發的に校風たるやうに行はしむべきである。外國には土曜日をもそのために割くとか、或曜日の午後をそれに當てるとか



いふ方法をとつてゐるところもあるが、運動遊技は、それを通して學生の社會生活の訓練のために必要なことであり、同時に身體を鍛鍊せしむる方法である。注入主義の暗記教育からいへば、甚だ無駄な遊び時間のやうに思はれるであらうが、青少年に時に解放の時間を與へて、その心を樂しめることは、他面において、その心を自らしまらしむるために、却つて得るところもあるであらう。

## 八 生活指導の教育

第八には、生活指導の教育の必要なことである。戦争中より戦後にかけて、だん／＼明瞭になつて來たことだが、従來の教育は、あまりに黑板と教科書に由る教育教授であつた。専門教育においても、實驗施設が乏しいので、その卒業生は役に立たないといはれた。もちろん、卒業後すぐ間に合ふといふことは、むづかしいことであるが、要は實際生活が教育の中に打ちこまれてゐないことである。このことは初等教育についても、明瞭にあらはれて來たことであつて、それは疎開兒童の生活指導の場合である。疎開生活は、一種の廿四時間教育であつて、先生も生徒も晝夜の生活を共にし、學業の外に、拭き掃除から、片付けもの、薪取りから栗拾ひ、または農業の手傳ひなど、身邊生活一切の事が教育指導の事柄となるのである。ところが、その場合には、これまでの都會の優

良訓導必ずしも適任ならず、これまでの優良兒童必ずしも優良ならず、雑事に率先して手早く氣を廻して働き、生活整理上に役に立つてゐるのは、従來の學校の教室においては、眼にもとまらない兒童に多かつたといはれてゐる。何れにしても、いはゆる學業成績と、いはゞ生活成績とは必ずしも同一ではないことは明白である。もし教育なるものは、黑板と教科書とに由る學業であるならば、従來の査定法も一理ある譯であるが、兒童の生活活動、やがては、それが大人として活動の素地たるべき行爲全般が、教育査定の対象であるとするれば、従來の學校教育には、大なる轉換をしなければならぬことを認める。従つて教員の養成法については、大改革をしなければならぬ。

そこで思ひ至ることは、生活指導の教育法を取ることである。私は學童疎開問題が起る當時から提唱してゐることがある。それは主に都市の兒童についてであるが、都會生活は地に着いた生活でなく、上つらの生活であるが故に、彼等を地方に送つて田舎の生活を味はしめ、身を以て親しく自然について生活するのは、いかなる生活法であるかを體驗せしむるがよい、といふことである。それについては田園學舎とでも稱すべきものを、地方に設置し、學寮であると同時に學校でもあらしめ、春夏秋冬にわたつて、自然に即して生活することを味はしめることである。勿論、相當大きな敷地を要し、耕すことも、薪木を取ることも、水を掬むことも出來、或は鶏舎或は豚舎等を設け、或は



工場を敷設し、いはゞ原始的な生活を體驗せしめることである。そして人間の高き文化生活は、いかにかゝる原始的な、身勞を厭はぬ生活から出發するかを知らしむべきである。幾十里を歩く足、幾貫かをかつぐ肩を持ちながら、自動車でもかよひ、エレベーターにも乗り、各種各様の文明の利器を使ひ得る原動力を養はしむべきである。大戦難に會つて、何人も大地に由る生活の貴きを知つた。人間の生活には、種々の姿があり、都會の享樂生活が決して基礎的でないことが判つた。かういふ點からも、都會の兒童をして田舎に生活せしめることは、極めて貴き經驗を持たしめることである。

これを具體的にいへば、百人乃至二百人の兒童を一週間乃至十日間交代に學舎に收容し、春には種子を播き、夏には草を刈り、秋には收穫し、冬には雪かきや薪木取りをなさしめ、幾回かの間には、各人をして春夏秋冬の田舎生活を體驗せしめることである。そして更に望遠鏡を置いては天象を觀察せしめ、顯微鏡を備へては自然物を研究せしめ、それらの材料を本として教場における授業をなし、都會における正規の學業とは違つた方面について教育すべきである。勿論、その間における各兒童の食事や、娛樂や、その他生活振りについて、適當の指導あるべきは勿論である。こゝに生活指導の教育が存する。これは、未だ組織的に行はれてゐないことだが、休み中の林間學校や臨海

學校とは違ひ、組織的に一年を通じて行はるべきである。これについては、もとより多額の經費を要することだが、都市の教育施設として最も適切有效であると信ずる。これについては、志のある富豪の士の淨財の寄附があれば誠に妙である。

## 九 師範教育の改造

第九には、師範教育の改造である。これは従來唱へられてゐることだが、今日において最もその必要を感じる。先に述べたやうな生活指導の教育が必要となるについては、なほ更のことである。師範教育の弊風を今更述ぶるにも當らないが、その餘りに、いはゆる師範氣質に過ぎて、教師といふ型にはまり過ぎ、眼界が狭く、世間の常識に乏しく、形式的であつて、他の社會生活からかけ離れてゐる感がある。教師として最も大切なことは、人を育てるといふ任務にあるのであるから、社會各般の層に立つ人々の仕事について、認識がなければならぬ。即ち世間を廣く觀察する能力を持ち態度を有しなければならぬ。然るに教育界を作る人々が、十四五歳から師範學校に入學し、朝から晩まで、その仲間だけで暮してゐると、交際が狭く、眼界が社會全般にわたらず、こせ／＼してくるのも當然である。各種の社會層に立つて働くべき人を指導するには、不適切である。尤も



最近には中等學校の卒業者を採つて、これに三年の師範教育を加へる方針にはなつてゐるが、やはり従來の形式を取り去ることが出來ずにある。今後は豫科などは廢して徹底的に各種の中等學校卒業者から入學せしむべきである。これだけならば大した改善といふには當らないが、私は、一切の教育者は、高等専門の程度以上の學校を終へた者でなければならぬといふことにしたい。始めから教員の卵として年若く養ふよりは、各何事かを研究し能力を磨かうとして、専門・大學の教育を受けた者から、俸給を厚くして教員志望者をつのるべきである。勿論、その場合には、一定期間教員練修所ともいふべきものに入所せしむることを要するが、何れにしても年少の頃から、教員志願者のみの學校を設けない方がよい。

この問題は、これを實現する段になると、幾多考慮すべき事柄があるので、もとより簡單に處理することはできない。しかし、それはここに論じ得べき限りではない。ただ要望するところは、従來の師範系の教育方針を改廢せよといふにある。そして、それに代へるに、教員の養成または採用は、高等専門の教育を受けたものから採用し、これに教員たるに特に必要の教育を施せといふのである。勿論その場合には、官立・公立のみには限らない。私立學校の卒業生をも廣く採用すべきである。勿論、それがためには俸給をも高めなければならぬが、今日に比して優秀の人物を得るとす

れば、市町村生活には多大の指導力を發揮し、その改良に責任ある活動が出來得ると信ずる。

なほ、これと聯關して、大に要望したいことは、教育研究所を中央並に地方に設置することである。地方とは必ずしも各府縣でなく、本州、北海道、九州、四國の要所に、いくつか置けばよいと思ふ。そこには廣い意味においての教育研究を大に圖るべきである。従來の教育研究といふと、主に學校内の教室教育の研究に限られてゐた。學業成績や教授法や、教科内容のことのみ限られてゐた。その必要はいふをまたないが、更に進んで、學校教育が社會・國家・人類の生活に、いかなる關係影響をもつて來るか。政治經濟その他の社會的文化生活の環境が、學校教育といかに關係して來るか。また、學業成績は、卒業後、その人物の活動力にいかなる指標を示してゐるか。學校がその市町村生活の風俗や、産業にいかなる關係をもつか。また諸外國の教育といかに相違してゐるかなど、無限の問題がある。要するに、眼界を廣くして、學校教育を、一つの大きな社會現象として、いかなる役割をもつてゐるかといふ立場から、基礎的な、しかも實際的な研究をなし、常に將來の教育改革のために不斷の用意をなすべきである。かくの如くして教育界は社會的に活潑の活動を示すことになるであらう。これまでのやうに、學校の中の教室の中や教育研究をのみ事としてゐるのである、湯槽の中で小唄を歌つてゐるやうなものである。



## 十 人物本位の選任とその信用

第十には、教育者殊に校長を選任するには、人物本位を以てして、それに信頼することである。これはまことに當り前の説であるが、その當り前のことが行はれてゐないのが現状である。初等・中等の教育界においては師範卒業生が多いのは、勿論であるが、遺憾ながら教育界に人物があるとはいはれてゐない。眞面目な固い人物もあるが、必ずしも見上げた人ともいふことは出来ない。どうかすると、固いばかりで、融通がきかないとか役に立たないとかいはれる。融通や役に立つことがよいともいはれないが、要は眼界の狭く、識見の上らず、廣く人材を育てるといふ様な器量でないといふことである。然し、今日教育者の批難される點は、その點でなく、むしろ賢く、上手に立ち廻り、その地位の上ることを求めるとか、時代に迎合し官憲に阿附して、よき評判を作らうなどとする點である。終戦前後を通じて、教育者の頭が、いか様に轉手と舞ひをしてゐるかを見ると、しつかりした思想の持主でない、時代便乗者であることが判る。上司の指圖にのみまつ教育であつたから、一應止むを得ないとはいひ得るものゝ、戦争中は我先にと軍國主義思想を見童に吹き込み、平和の今日になつては、また何か新しい指令を文部當局から出して貰はねば、やり様がないなどといつ

て、腹の坐り所のないことを示してゐるのは、いかにも見苦しいことである。これは、一般の國民についても、さうであるかも知れないが、次代の國民を立派な人物にまで育て上げようとする大任のある教育者は、それ自身押しも押されぬ立派な識見のある人物でなければならぬ。腹の坐つた、考へのしつかりした、移りゆく時代にたやすく迎合しない様な人柄でなくてはならない。

今日の教育者についての當局の取扱ひは、いかにも千篇一律的に規則づくめである。校長は何から何まで一々當局者の指令を受けてやることになつてゐる。今の校長は餘程の馬鹿でなければ誰でもつとまるといはれてゐるが、上司の命令通り規則を守つてゐればよいのである。何の識見も抱負も創造的な能力も要らない。教育者は、殆ど何事をも、その人物力量には任せておかれてはゐないからである。従つて學校生活には何の特色もない。一つの優良學校が出来れば、他はそれに右にならへをやつてゐるだけである。他の違つた意味での特色ある學校が出てこない。出色ある人物が生徒から出来てこないのも、當然である。故に私はいひたい。今日の學校管理の規則は、大半は廢止した方がよい。事は大綱に止めて、校長や教員の人格・識見・力量に任せて、創造的に特色ある學校經營をなさしむべきである。さういふ取扱ひをすると、何か間違ひが起るであらう、それだから規則を細かにして、間違ひの起らないやうにしておくのが、いはば親切であり、教育者が學校を經營するに



も都合がよいであらうと、煩瑣の取扱法を設ければ、校長は誰にもつとまるが、それだけ教育者の人物は小さくなるだけであり、児童生徒に對する感化もまた小さくなる。これは教育界が弱小となることを意味する。故に校長を信用し、その手腕力量にまかせて、その學校の特色を發揮せしむべきである。こゝに教育界の空氣は潑刺として盛り上つて來るに相違ない。

### 十一 儀式教育の停止

第十一には、儀式教育を止めることである。これは消極的ないひ方だが、從來の教育は餘りに儀式倒れである。殊に戰爭中、國民儀禮その他、毎日毎日儀式倒れの感があつた。これは戰意を昂揚させるとか、道義心を發揚させるとかいふことであつたかも知れないが、反つて逆効果を造つてゐた。表向きには、敬禮・禮拜することが悪いとはいへないが、過ぎては及ばざるが如しで、さぞ神佛も笑つてゐられたであらうと思はれる位である。心に眞實味のない、面を揃へ、形を整へて見榮を造るだけである。名付けて嚴肅の虚偽といひたい。今日戰後になつて、自由主義・個人主義・民主主義が潮の如く唱へられるに及んで、青年學徒には、學校長の權威を認めず、各種の儀禮に明かに反感を示し、また神がかりの國體説に異議を挟む者の多いのは、一面、戰爭中の無理強ひな儀式教育の反動

であるとも解釋される。學校長や教員に誠意がなく、人物の光を以ておのづから生徒を照らすといふ様なところがなく、儀式を行つて、それで何とか精神教育を施さうなどとした。大いなる誤まりは、戰後色々な形に表れてゐることを觀察する。今後は出来るだけ虚偽・虚禮を廢し、一定の大切な時にのみ眞面目に儀式を行ふべきである。昔は儀式は少かつたが、今日の人々より輕薄でなかつたかも知れない。餘りに形を整へることは、反つて偽りを多くする。

紀元節や天長節に式を擧げるのは結構であるが、私は單に嚴肅の儀式が行はれるだけのことでなく、眞に歴史的に國民全體の喜びとすべきやうな祭日には、大いに喜びを互に分つて、楽しみを盛んにせしむべきである。その日は楽しく暮すといふ記念日であらしむべきである。面白い催し物があり、汁粉でも雜煮でも、御馳走がたら腹食べられる様にあらしむべきである。舌の中から足の先まで、今日は楽しい日であるといふ感覺を身體一杯味はしむることは、校長の機械的な訓辭よりは、國民教育の上に大切であると信ずる。我が國體は情愛本位に成り立つといはれるのであるから、家庭で親の誕生日に御馳走を食べて喜ぶ様に、國の始めや陛下の誕生日を、心一杯嬉しく暮すことは、それ自身なごやかな美しき國體教育であると信ずる。そこには理窟も要らない。ただ嬉しいと思へば、それでよいのである。それが國民全體の氣分に漲つてゐれば、國は安泰であり、民意發揚のデ



モクラシー政治も、十分に實現し得る。

## 十二、注入暗記教育の不可

第十二には、注入教育、暗記教育の不可である。これはあまりに明瞭なことである。そしてこれまで常に注意されて来たが、事實は相變らずの状態である。教へて覚えさせて、それを試験して成績をきめるのが、一番樂な教授法であることである。これで一應學才はわかるが、本當の人物の力量はわからない。自發的でなく受動的な、いはゞおとなしい兒童が良い成績をとるだけである。教育に由つて、國民の創造力、自發的活動力を養ふことはできない。私の過去の經驗と觀察によつても、學績による卒業順位と、世間に出てからのいはゆる社會成績とは、おのづから異なるものがある。例へば中等學校で一番とか二番とかいふ生徒は、頭もよいし、勉強もするし、教師のいふことを能く聽いて憶えてゐる、おとなしい人物である。學業が中以下のものには、本來、頭がよくないものもあるが、遊ぶことや、自分の好きなことに心が向いて、勉強などはそつちのけであり、教師のいふこともきかない、いたづらの子がある。ところが、その子供が卒業後、社會に出て、十年二十年の後の社會的成績を見ると、事業を開拓して、地方の有力者となり、盛に活動してゐるものがある。

る。これに反し、卒業優良のものは、上級學校に進み、専門學校や大學を出ても、いはば相當の位置につき、相當の月給取りになつてゐるだけで、一個人としての大した働き榮えもしない有様になるのが通例である。かういふところを見ても、人物を養成するのを目的とする教育においては、學業成績の優良者をほめるのもよいが、他面においては、生徒の平常の行動を觀察して、その特徴を認め、將來に望みを託して、これを愛護し、これを激勵しなければならぬ。學校長の眼は、單に學業成績にだけでなく、人物の本質的活動に向けられなければならない。

これにつけても、個性の發揮に留意し、自發自律の活動が重んじられねばならない。そこに生徒の興味を起し、學業や、諸種の行動に活潑ならしめねばならない。教授法としては、教師から質問して、その憶えたところを返答せしむるだけでなく、できるなら、彼等から質問を起さしめ、自發的研究心を養はしめなければならぬ。疑問も起らぬ内に、解答を與へて、それを暗記せしむるよりは、少しは時間の無駄はあつても、その心に自然に起る疑問を盛に問はしむることを要する。疑問は半ば解決なりといふ句もあるが、疑問のないところには知識の進歩はない。研究の活動はない。従つてそれにつゞく行動はない。この事は、同時に實地教育、實物教育即ち實驗教育を必要とする。學校の實驗室は、大むね飾り棚である。礦物の棚などは飾り箱である。手を觸れることはできな



い。実験用のものは、一切消耗品と見なすべきで、生徒をして十分に觸れしめ取扱はしむべきである。この點に、我が國の教育が全般的に缺けてゐることは、極めて多大である。科學教育の必要は定論であるが、注入暗記の教育を排し、飾りつけ教育を斥け、生徒からの質問教育を盛にし、實驗を充分ならしめなければ、その目的は達せられない。それには教師は所定の教科書を教へてゐるだけの學力では駄目である。生徒の潑刺たる質問を歓迎して、これに十分に答へるだけの學力を有しなければならぬ。教員養成法の改革の要は、ここにも明白である。

### 十三 威張る教育の不可

第十三には威張る教育の不可である。これは德育に關する事柄である。人間として國民として平明公正に守るべき道德を教へ、その性格を堅固ならしめればよいのであるが、どういふものか、國民として威張ることを教へる態度が著しい。これが大敗戦にも禍したことは明白である。教育勅語は古今東西に通ずる平常の道德思想を諭されたものだが、これまでの教育は、それとはよほど角度を異にして、先きにも述べたが、日本は神國であり、外國はいはば鬼畜の國であり、我には道義はあるが、彼にはなく、日本國民のみ世界の上位に立つべき國民として、八紘爲宇の精神を以て、世

界の民族を征服し慰撫しなければならぬといふやうに説かれてゐた。これは威張る教育である。皇國の道といふのも、平凡に解すれば、普通に皇室を中心として、國民全體が仲良く、一家の心持ちで暮らして行かうといふことで、別段異議もないことだが、これを以て他國とは選を異にし、列國を睨下に見おろすやうな態度をとれば、反感を招くことは當然である。

國體が他國と異つた特色があるといふことと、それを威張ることとはちがふ。それぞれの國民はそれぞれの國柄をもち、それを特色と心得てゐるのであるから、互に尊敬すればよい。ひとりよがりや、世界平和の上に禁物である。私達日本人は、威張りたがる性質が本來あるのか、自ら判断し兼ねるが、最近の傾向を反省すると、空威張りが好きのやうである。これは、却つて器量の狭小なを示すのかも知れない。外見威張つて虚勢を示すのかも知れない。眞に實力があり、覺悟があれば、大言壯語は要らないはずである。また道德の本質が、威張ることでないのは自明である。誠意を以て反省し自戒し修養し、互に人格を敬愛尊重して、眞善美の生活向上にいそむといふことが、道德生活であるから、生徒に威張る態度を決して養はしむべきでない。ただ正常の人間道・國民道を力強く實行させればよい。

幼少の子供には、大きくなつて偉い人になれ、とさとするのも、教育上の一方法であらう。本質的



な道德意識に自覺せしむることは、心理的にむづかしいかも知れない。しかし、その偉い人とはどういふ意味かを、その心の成長と共に、だんだん自問自答せしめて、結局は、どんな職業についても、眞面目に正直に、いはゆる天地神明に恥ぢないやうな良心的な生活をするのが、一番人間として尊い生活であることを覺らしめなければなるまい。他人から偉いなどといはれなくとも、黙つて善をなすところに、良心的な、いはゞ偉さがあることを悟らすべきである。ここに至つては、他人から耳に聴くやうな偉さの聲もいらないのである。

#### 十四 眞實性を求める教育

第十四には、眞實性を求むる教育である。威張ること、大言壯語すること、見榮をはることなどが、眞實を求むる心でないことは、いふまでもなく、するく上手に立廻らうとのみ心得るのも、眞實の生活でないことは、もちろんである。我が國民が眞實性を求むる態度がないとはいへないが、遺憾ながら戦時中の國民生活は、虚偽報道の暗幕を以て覆はれてゐた。これは指導者の大責任であるが、とにかく眞實性の上に立たない生活を送つてゐた。これには、國民も眞相を多少は知りながら、その氣になつてゐたところには、敢て忠實に、進んで眞相をたづねて、その上に行動しようとする

る熱意が足りなかつたことを示すものである。今日は明るい生活になつたはずであるが、世の新傾向にあまりに便乗して、無反省的に言動すると、また、そこにもちがつた姿で虚偽が行はれることを憂へざるを得ない。これは國民全體の覺悟に訴へねばならぬことだが、國民教育の上には、兒童生徒の眞實をたづねる心を十分に涵養しなければならぬ。

我が國民には、ややもすると、上手に世渡りをしようといふ心的傾向があるやうに觀察される、これは今日の青年にも多い。従來のかたくなな、虚偽な儀式教育の反動であるかも知れないが、眞面目臭つても駄目だ、そこに嘘があると觀察してゐる。従つて世の中の流れや人々の面付きを見て、上手に世渡りをせねば損だといふのである。馬鹿正直といふことは、ほめたことではないが、するの人生觀も困つたものである。それらの人々が立派な國民生活を形成することの出来ないのは、無論である。ここにも思想的・道德的性格の弱さがあると思ふ。眞實に徹しようといふ意氣が足りないのである。もとより自分ぎめの頑固をいつてゐても始まらないが、時代の推移を觀察するにつけても、どこか最後に眞實の歸するところを求める態度がなくてはならない。世の中は、これからは、この方へ、または、あの方へ傾くであらうと觀察するのはよい。また、かういふ思想潮流が、はやるであらうと見るのもよい。従つてそれに對應する處置をとるのも一應はよい。しかし、結局は、ど



ここに眞實の人生觀があるべきか、どこに本當の社會人生が築かれなければならないかといふ、理想と抱負がなければならぬ。ただ時代の潮流に迎合し便乘して生活しては、いつでも一時的な、こしらへ事での世渡りであつて、その人の性能に應じ、眞の要求に基づいて生活してゐるのではない。つまり、しつかりした人格的信念の根がない。世の中が倒れる時は、將棋倒しのやうに倒れて行くことは必定である。かういふ風潮が、今後の青少年の間に行はれるやうでは、益々世界的にもまれて行かねばならぬ狀勢にある我が國家として、前途まことに憂慮に堪へない。

眞實性の問題は、非常時において、殊に歴史教育に關係があつた。明治・大正時代の教育とは大に異なり、歴史はすつかり染め換へられた。日本國は、神ながらの立派な國柄で、悪いことは少しもない、侵略や搾取は少しもないのである。外國は皆侵略主義の不道德の國家であると説かれてゐる。これは威張る教育であるが、眞實の史實を語るものでないのは、いふまでもない。あまりに神がかり式に塗りかへられた歴史であつた。これが逆効果を生じてゐることは、眼前の大きな事實である。島國生活をしてゐたので、外國の侵略は少かつたが、明治以來の對外政策には相當帝國主義的のものあつたのは明白である。殊に日支事變は、その大きな事實である。もちろん、我が國のみが悪いともいへまいが、我が國のみが常に善いことをしてゐるのではない。また國內生活において

は美しいこともあるが、低級野卑のことがあつたことも事實である。皇室の間にも昔殺伐のことは行はれたことのあるのは事實である。それはそれとして、眞實を認めておいてよい。それにも拘らず、上下幾千年、皇室を中心とした民族生活をつゞけて來たといふ大きな事實は、實に私達日本人にとつて、かけがへのない尊き史實である。眞實に基かない虚構の歴史を編んで、國民を教化しようとしても、とても及びかねることである。おだてるのは、氣を勵ますことになると、考へたのであらうが、それは低級の心理であり道德である。

また眞實を求める心は、殊に科學教育の方へ向けられなければならない。科學が大自然の眞相をたづねることにあるのは、いふまでもない。どこに宇宙の眞相があるか、事々物々の眞相はいかにして明かにされるか、それをあくことなく究明しようとする心に、科學が成立し發達する。科學的知識は、もちろん人生諸般のことに役に立つ。理論と實用とは、根本において離れるものではない。しかし、その時折の必要にかられて、にはかに科學研究に思ひ立つても、それで眞理が究められるものではない。あまりに實用主義に偏しては、眞の實用をもたらすことはできない。今日はやゝもすると何かの實用を目的として科學研究が稱へられるが、それは淺見である。もちろん實際的應用の研究と工夫と考案とはあつてよい。その盛なのは結構である。しかし、その奥にその背後に、單



なる時代的要求を超えて、眞理そのものを究めようとする學徒の、眞心を生かし伸ばす方針がとられなければ、決して實際實用の上にも、大きな効果をもたらすことはできない。無用の用といふか、何のことに役立つか、わからないやうな科學研究が行はれるやうでなければ、その國の文化は向上しない。それ故に教育においては、兒童生徒に、彼等のおのづから、いはゞ本能的にもつてゐる究理心または好奇心を、啓發培養しなければならぬ。本當を求めるといふことは、實に人間の本當の心理作用であるからである。それを名譽心や功名心や利得心でまげてはならない。社會生活においては、それらの慾望と混在する場合が多いが、純眞な青少年の心的生活においては、できるだけ純に、その心は養はれなければならない。兒童生徒のための發明品展覽會の如きも、その究理心の練磨と向上のために、常に設けらるべきである。そして學校においては、生徒の科學的研究心を育てるために教材は十分に集めらるべきである。

道德生活において、眞實を尊ぶべきことはいふまでもない。誠意を本となし、虚偽を語らず、相互に人格を敬愛して、その行動を眞面目にすべきは、改めてここに語ることを要しない。教育の要諦はここにある。

## 十五 世界的認識の擴大

第十五には、世界的認識を擴大ならしむることである。戰爭中は、我が國の教育方針は極めて鎖國的であつた。外國語教育は、中等學校から排除されたところもある。舶來語は使用しないやうに指令され、窮屈なむづかしい漢譯語を用ひねばならなかつた。ポンプを唧筒といふ類である。ニュースも報道となつて、何となく氣が利かなくなつた。日本語の中には、外來語は二三千もあるといふが、それを詮じ立てて排除したら、さぞ貧弱な語數になるであらう。キセルもカステラもランプもテーブルも、その他、常用語の多くの部分が棄てられるであらう。いかに外國語を斥けても、外國流の器具機械を用ひれば、その思想感情の影響を受けないといふはずはない。もし眞に舶來思想を排斥しようと思ふならば、言語ばかりでなく、一切の舶來物を排除しなければならぬ。それは不可能であるし、またさういふ馬鹿の方策をとるべきでないのは自明の理である。戰爭中においても、外國の事情は細大となく詳に知ることを要する。開戦と同時に、英國においても、日本研究熱が盛となり、アメリカでも、日本語の字引が非常に賣れ、日本文化に關する講義は殖えたと傳へられてゐる。先方では、ますます我が國の事情を知らうと努めるのに反して、こちらでは出來るだ



け國民に先方の事情は知らせまいとするのであるから、孫子の兵法にも背く譯である。

戦時中においても、國際事情は周知しなければならぬのであるから、まして平和時代となり、世界共存共榮の道を歩まうとするについては、世界の實情を詳にするやう、各國の國民性や、その風習、その産業、その文化状態等について十分に知らなければならぬ。一方では我が國では明治維新以來、文明開化と稱せられ、進取の國是が唱へられ、歐米の文物制度をとるに銳意怠らなかつたのであるが、昭和時代にはいつてからは、尊大に構へて、他國を侮蔑する態度が次第に高まつて來た。國內の文運の水準が前よりは向上したと信じたためでもあらうが、自國自慢の態度が著しくなり、歴史の作りかへさへ行はれた有様であつた。そして終戦後において、いかにこの十數年間に、我が國の文化は外國に比しておくれをとるに至つたかが明白になつた。殊に科學的知識とその應用の方面においては、非常の懸隔のあることを認めざるを得ざるに至つた。

また從來外國の文化を移入するにあつても、その製造物を輸入し、またはそれを模造して、いはば安物を作るやうな態度にあつたが、進んで、その文化生活の實體を究めるといふやうな態度は殆んどなかつた。アメリカから澤山の輸入品はあつたが、アメリカとは、どういふ國柄であるか、どういふ人種の集りであるか、その歴史、その習慣、その心理的性質等について、仔細に研究する

といふ態度は乏しかつた。それらに關する種々の讀物のあつたことは、たしかであるが、教育的にそれを究め、學校を介して國民一般に他國の文化を知らしめるやうな態度方針はとられなかつた。隣國、中華民國は、あれほど古い國であり、我が國との關係は、極めて密接不離の状態にあるのであるが、その民族性や、その風習や、その教化や、その宗教や、その生活状態等について、我が國民のこれを知るものは、極めて少いといつてよい。隣國の國情を知らず、その民族性を認識せず、互に敬愛する態度をもたずにあつたことは、今回の大敗戦の最大原因と稱してもよい。大東亞共榮圈など三四年前にいはれたことであるが、眞に大東亞には、どういふ民族が居、どういふ國々があり、島があり、海があつたかは、これを知るものは、極めて乏しかつた。それで俄かに大東亞共榮圈などといひ出すことは、實は隨分とおかしいことであつた。それ故、彼等と心からの協和を得ることも出来なかつたのである。

故に學校教育においては、世界的知識について、あらゆる教科を介して、教授されなければならぬ。殊に東洋諸國の事情については、十分に知ることを要する。その民族、その地理、その動植物等を生徒に知らしめて、世界的常識を豊富にすべきである。なほ、中等以上の生徒學生に對しては、休暇を利用して海外に團體旅行をなさしめ、實地の踏査と視察を行はしむべきである。それに



は特別の船を艤装して、數百人の生徒を乗船せしむべきである。このことは、學生生徒の世界的認識を擴大せしむると同時に、島國根性の缺點を拭ひ去らしむる好機會とならしむるであらう。

## 十六 漢字制限を斷行する

第十六には、漢字制限を斷行すべきである。この問題は年來唱へられて來たことで、國語審議會においては、着々その調査を進め、當局者に對して、その實行を迫つてゐたのであるが、軍國主義の旺盛と共に反動思想も起つて來たので、遂に今日まで斷行の出來ずにあつた事柄である。のみならず、戦時中は反つて漢文的な句調が増し、無學に基づく様な新熟語が流行し、官廳の通達文書においても、ラジオの報道においても、まことに生硬きはまる漢語が用ひられ、民衆一般にはよく通じなかつた。普段の口話とは益々違つたものとなつた。宣傳文書もむつかしく、何事の宣傳やら判らない様な状態であつた。出來るだけ文字を易しくして、口語體で書くよりは、漢字を並べて物々しく書く弊風を助長した。決して國民の常識を高め、一般の文化水準を向上せしめる方法ではなかつた。隣國、中華民國が我が國より古く進んだ國であるに拘らず、近代に至つてやゝ劣れる形になつたのは、漢字を使用してゐるためである。電報は一つ一つの漢字を數で表す仕組になつてゐる。勿論、

イブライターなどは使ふことは出來ない。それに比して、我が國では假名を用ひてゐるので、餘程便利を得てゐるが、二十六字のアルファベットから成るローマ字には到底かなはない。邦文タイプライターと、外國のそれとを比較すれば、その不便は一見明瞭である。これがために通信上非常の不便を感じてゐることはいふまでもない。これを書くにも手間が取れる。その文字を覚えてゐるにも、並大抵のことではない。

外國の初等教育の教科書の内容と、我が國のそれとの間に、いかに相違があるかは、よく語られるが、我が國では、字を覚えることに非常の無駄を取るからである。かくの如くして、國民の常識には、勢ひ大なる相違を生ぜざるを得ない。我が國では、小學校乃至國民學校を卒業した者にも、新聞の讀めない人が相當あるが、米國ではそれほどでない。これでは、國民一般の文化を向上普及せしめることは覺束ない。とにかく、難解の漢字を餘計使ふことは、國民教育上、非常な負擔であり障害である。これを大いに制限し、なるべく易しい文字を用ひ、易しい言ひ方をなし、平生談話で使ふままの言葉を、官廳の通達文にも用ひるがよい。況や、ラジオの報道の如きは、いかなる人々にも直ちに判る様に、易しく放送されなければならない。これは文字使用上のデモクラシーといつてよい。もとより私達は東洋民族として、支那の儒教や印度の佛教の影響を受けてゐることは、多大であ



る。それに用ひられてゐる漢文は、或意味において、私達の精神的な遺産と稱してよい。故にこれを保存し研究して、傳統的な文化を味ふことは大切である。然し、それは専門家のなすべき仕事であつて、國民大衆に對しては、それらの文化的な遺産を平易に言ひ換へ、解釋して、その意味精神の存するところを明らかに知らすべきである。故に、研究としては漢字漢文の尊重さるべきは、いふまでもないが、實際生活の通信諒解の機關としては、出来るだけ漢字を制限し、兒童生徒の負擔を輕減し、易しい國語を易しい言ひ方で書き表す様にすべきである。更に進んで、假名文字だけで日本語を表すか、或はローマ字に書き換へるか、或は別に新しい字を創造すべきかなどの問題は、將來の重大な問題であるが、とにかく、この際最も緊急に必要なことは、難解・難文の漢字を出来るだけ制限し、易しい口語法で、官廳の通達から新聞雜誌の記事に至るまで、大改造を施すことを要する。従つて教科書の編纂についても、その方針に沿つて、進まねばならないのは、勿論のことである。

### デモクラシーの基本概念 終

昭和二十一年五月十日 初版印刷  
昭和二十一年五月十五日 初版發行



#### デモクラシーの基本概念

◎定價 金拾七圓

著者

大島正徳

發行者

東京都牛込區拂方町二十七番地  
佐藤正叟

印刷者

東京都牛込區神樂町一丁目二番地  
小酒井益藏  
(東京一六)

發行所

至文堂

會員番號A-112001番  
電話九段(33)一四一五番

東京都神田區淡路町二丁目九番地  
配給元 日本出版配給統制株式會社



983

219



終